

梅田地下空間避難確保・浸水防止計画

(作成主体：大阪地下街株式会社)

2024年12月4日 一部改正

ドーチカ地区

はじめに	1
第1章 総 則	1
第1条 (計画の趣旨)	1
第2条 (計画の適用範囲)	1
第3条 (計画の適用者)	1
第4条 (施設名称)	2
第5条 (施設概要)	2
第6条 (防災体制)	3
第7条 (情報収集)	6
第8条 (情報伝達)	7
第9条 (避難誘導)	7
第10条 (自衛消防組織の設置)	9
第11条 (施設点検計画)	9
第2章 内水氾濫対策計画	10
第12条 (計画の目的)	10
第13条 (災害の想定)	10
第14条 (情報収集)	11
第15条 (情報伝達)	11
第16条 (警戒活動)	11
第17条 (避難誘導)	14
第3章 外水氾濫対策計画	16
第18条 (計画の目的)	16
第19条 (災害の想定)	16
第20条 (情報収集)	16
第21条 (情報伝達)	17
第22条 (警戒活動)	17
第23条 (避難誘導)	20
第4章 津波対策計画	24
第24条 (計画の目的)	24
第25条 (災害の想定)	24
第26条 (情報収集)	24
第27条 (情報伝達)	24
第28条 (警戒活動)	25
第29条 (避難誘導)	27

第5章 高潮対策計画.....32

第30条（計画の目的）32
第31条（災害の想定）32
第32条（情報収集）32
第33条（情報伝達）33
第34条（警戒活動）33
第35条（避難誘導）35

第6章 防災教育・訓練.....37

第36条（防災教育）37
第36条の2（防災教育・訓練の実施） 37
第36条の3（防災訓練の実施方法） 38

はじめに

ドーチカ周辺地区においては、外水氾濫並びに南海トラフ巨大地震の発生による津波来襲が予想されることから、これらの対策を明確に区分して計画を樹立することが、より実効性を図ることができるとの観点から、淀川の堤防決壊による外水氾濫及びスーパー台風に伴う高潮並びに地震による津波に対しては、地下街等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を中心に、避難誘導を最優先させるための計画を策定することとした。また、集中豪雨による内水浸水に対しては避難の確保を念頭に置いた止水対策等に資するための計画を策定した。

第1章 総則

(計画の趣旨)

第1条

計画の目的及び計画の対象範囲から、ドーチカ（大阪地下街株式会社）を中心に策定することとし、地下街に接続・隣接する施設（以下「接続・隣接施設」という）と一体性を持った計画とする。

なお、この計画の修正は、軽微な事項については各施設の担当者と協議のうえ決定するものとし、経費を必要とするなど重要な事項については、第4条の各施設について権限を有する者との協議のうえ決定する。

(計画の適用範囲)

第2条

ドーチカ及び接続・隣接施設を包含した東梅田地下空間の範囲とする。

- (1) ドーチカ 接続・隣接施設概略図・・・・・・・・・・・・・・・・別図1
- (2) ドーチカ平面図（地上連絡口、接続施設接続口）・・・・・・・・別図2

(計画の適用者)

第3条

この計画は、ドーチカ、接続・隣接施設に勤務又は施設を利用する全ての者（以下「地下街利用者等」という）に適用する。

(施設名称)

第4条

前条の対象となる施設名称は次のとおり。

施設名称	
ドーチカ（大阪地下街株式会社）	
1	関電不動産西梅田ビル
2	堂島アバンザビル
3	近鉄堂島ビル
4	紀陽ビル
5	ホテルエルセラーン大阪
6	Osaka Metro 西梅田駅
①	堂島グランドビル

1～5：ドーチカ接続施設 ①：隣接施設

(施設概要)

第5条

1 施設概要

着工（年月日）	1964.10.14		竣工（年月日）	1966.6.30
規模 (㎡)	総面積	公共道路	店舗	その他
	7,694	2,384	4,005	1,575
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階建			
標準地盤面より地 下1階床面まで	地下道幅員	地上連絡口	付近ビル 接続口	鉄道施設 接続口
6.5m	5.0～11.0m	5カ所	7カ所	1カ所

2 ドーチカの出入口概要

項目 名称	ドーチカ所管の 地上出入口	接続施設との接続口及び 接続施設所管の出入口	隣接施設所管の出入 口
ドーチカ	C60（北）、（南） C69、C83 C93	関電不動産西梅田ビル ①C61 堂島アバンザビル③ C72 C80、C84 近鉄堂島ビル①（C83） 紀陽ビル①（C93）	堂島グランドビル C92（北）、（南）

		ホテルエルセラーン大阪 (C84)	
接続駅		Osaka Metro 四つ橋線西梅田駅	
計	5 出入口	6 施設・7 接続口・4 出入口	2 出入口

注) ○囲み数字は接続施設とドーチカの接続口数を示す
() はドーチカとビル接続している階段を示す

(防災体制)

第6条

防災体制は次のとおり。

1 水害対策本部の設置

水害対策本部は、第2条の計画対象施設に水害が発生、あるいは発生する恐れがある時、又は近畿地方整備局等から水害等に伴う警報が発令された場合並びにその他の状況により必要に応じて、水害対策本部構成員で協議し設置することとし、本部長、副本部長、本部員、副本部員で構成する。

なお、本部長は大阪地下街株式会社社長、副本部長は同防災監理者、本部員、副本部員は各施設の代表者等（各施設で選任）で構成するが、その編成は堂島地下街総合共同防火管理協議会で確認する。

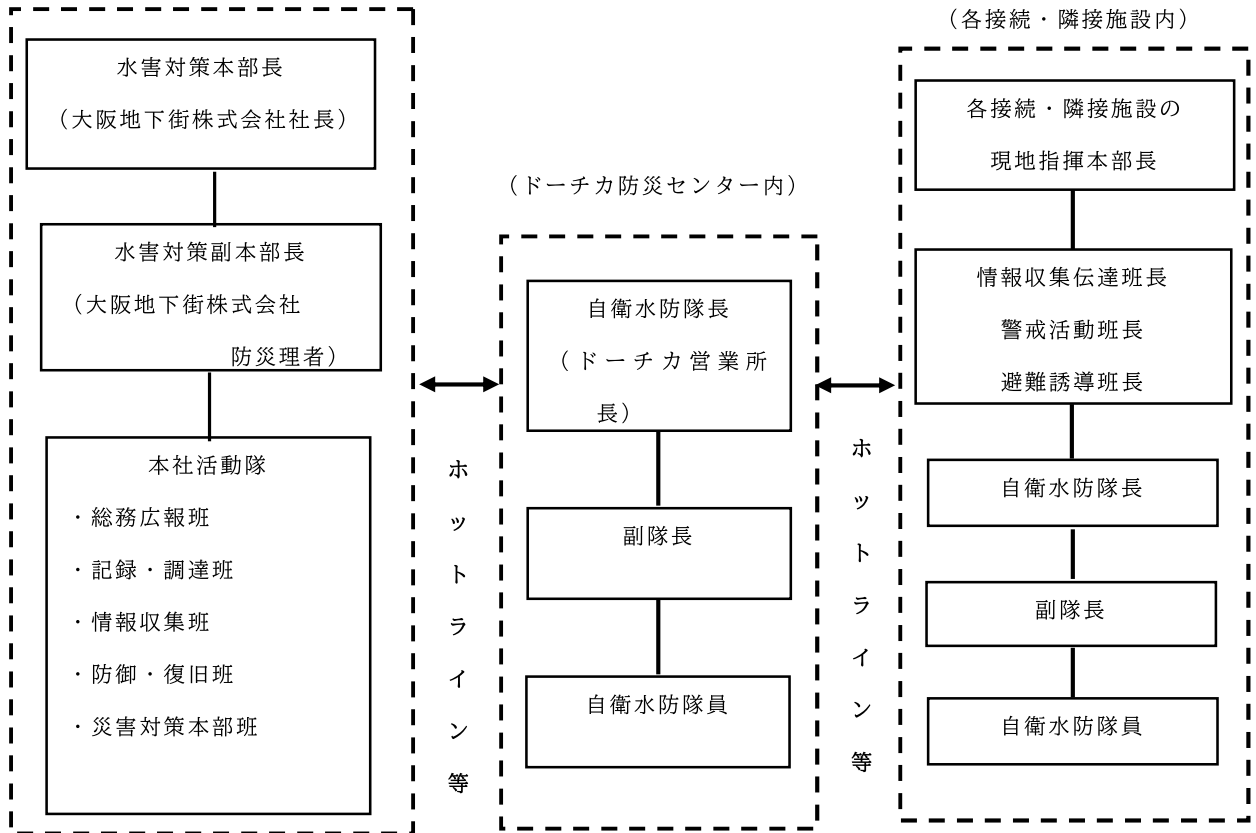
水害対策本部構成員		
本部長	大阪地下街株式会社社長	
副本部長	大阪地下街株式会社防災監理者	
施設名称	本部員	副本部員
ドーチカ(大阪地下街株式会社)	大阪地下街株式会社で選任	大阪地下街株式会社で選任
各接続・隣接施設	各接続・隣接施設で選任	各接続・隣接施設で選任

2 水害対策本部組織体制

本部は、大阪地下街株式会社本社ビル内に設置し、必要に応じて現地指揮本部長を置く。なお、現地指揮本部長は、原則として防災センターで指揮をとることとし、各接続・隣接施設の現地指揮本部長においても、原則として、それぞれの施設内の防災センターで指揮をとる。

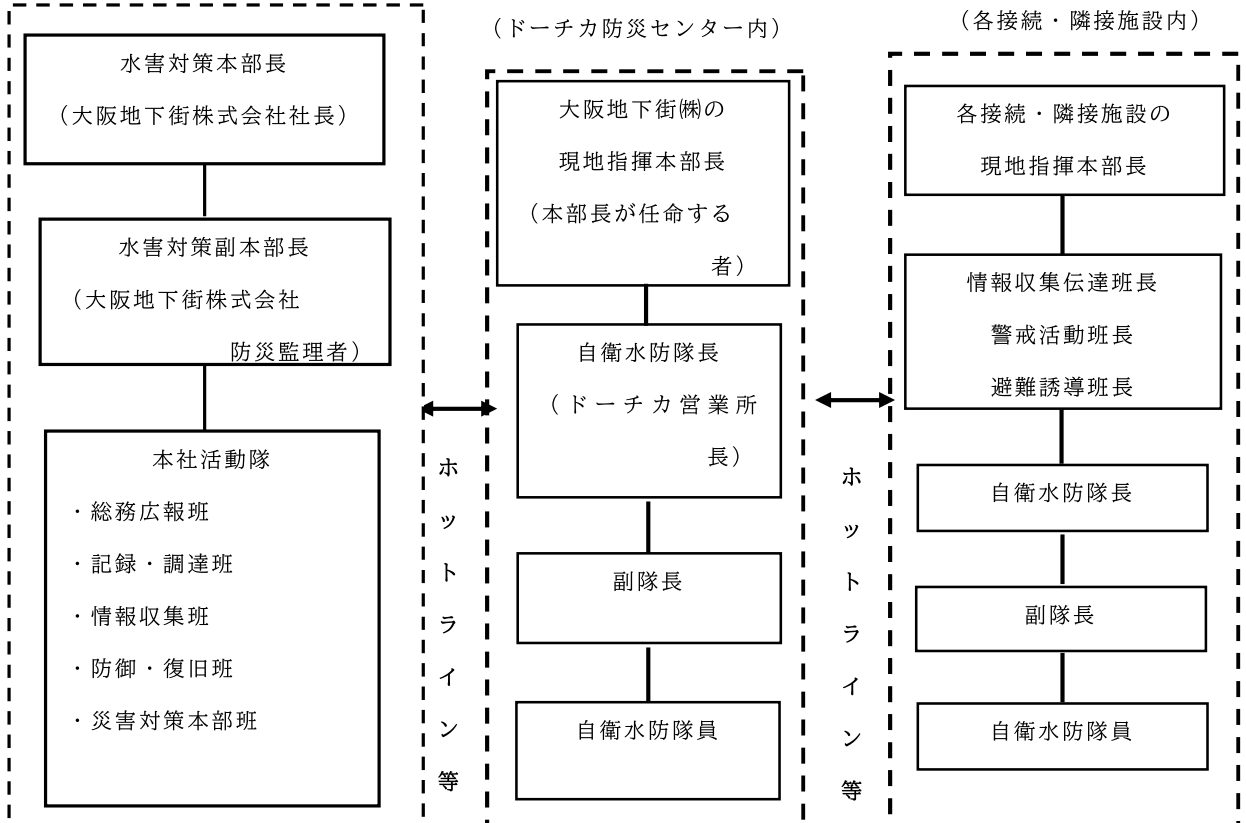
(1) 水害対策本部組織体制表

(大阪地下街株式会社本社内)



(2) 現地指揮本部長がドーチカ防災センター内で指揮をとる場合

(大阪地下街株式会社本社内)



3 本部の解散

水害の危険が解消されたと認められたときに、本部を解散する。

4 任務の内容

災害対策本部の任務は次のとおりとし、状況に応じて活動の優先順位を定め、協力して対応するものとする。なお、接続・隣接施設においては、本水害対策任務表に定めるもののほか、各接続・隣接施設の防災活動計画等に基づき任務を遂行する。

水 害 対 策 本 部 任 務 表	
組 織	任 務
水害対策本部長	情報収集伝達、警戒活動、避難指示等に従う措置等
水害対策副本部長	本部長の補佐、本部業務の管理
現地指揮本部長	<ul style="list-style-type: none"> ○現地対策の総合指揮 ○現地状況の情報の収集伝達 ○接続・隣接施設との連携対策 ○応援者などの現地対策
総務・広報班 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関（Osaka Metro・警察）、会社役員への通報・連絡に関する事項 ○被災者対策に関する事項 ○災害現場広報に関する事項 ○報道機関等への広報に関する事項 ○社員の安否確認に関する事項 ○自衛水防隊の活動支援に関する事項 ○他の所管に属さない事項
情報・収集班 (営業企画課) (営業推進課) (店舗開発課) (直販課)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害、被害情報の収集に関する事項（人的・テナントの被害状況） ○振興組合等への情報連絡、調整に関する事項 ○各店舗の営業（開閉店、休業）等に関する事項 ○自衛水防隊の活動支援に関する事項
防衛・復旧班 (計画課) (整備課) (営繕課)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害、被害情報の収集に関する事項（物的被害状況） ○自衛水防隊の活動支援に関する事項 ○現場の保存、警戒、整理等防災活動に関する事項 ○各設備、機器の保全に関する事項 ○電気、ガス、給排水、空調、衛生等の応急復旧対策に関する事項 ○施設、店舗等の応急復旧に関する事項 ○応急復旧用資器材の調達に関する事項 ○建設・工事事業に関する事項 ○その他災害防衛、災害復旧に関する事項
災害対策本部班 (危機監理室)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生原因の調査に関する事項 ○被害調査に関する事項 ○防災活動記録に関する事項 ○防災関係機関（消防局・大阪市危機管理室）との連絡調整に関する事項
記録・調達班 (経営企画課)	<ul style="list-style-type: none"> ○食料、飲料その他防災活動資器材の調達に関する事項 ○情報等の記録 ○自衛水防隊の活動支援に関する事項
(備考)	この任務の実施について必要なときは各班相互に協力する。

(情報収集)

第7条

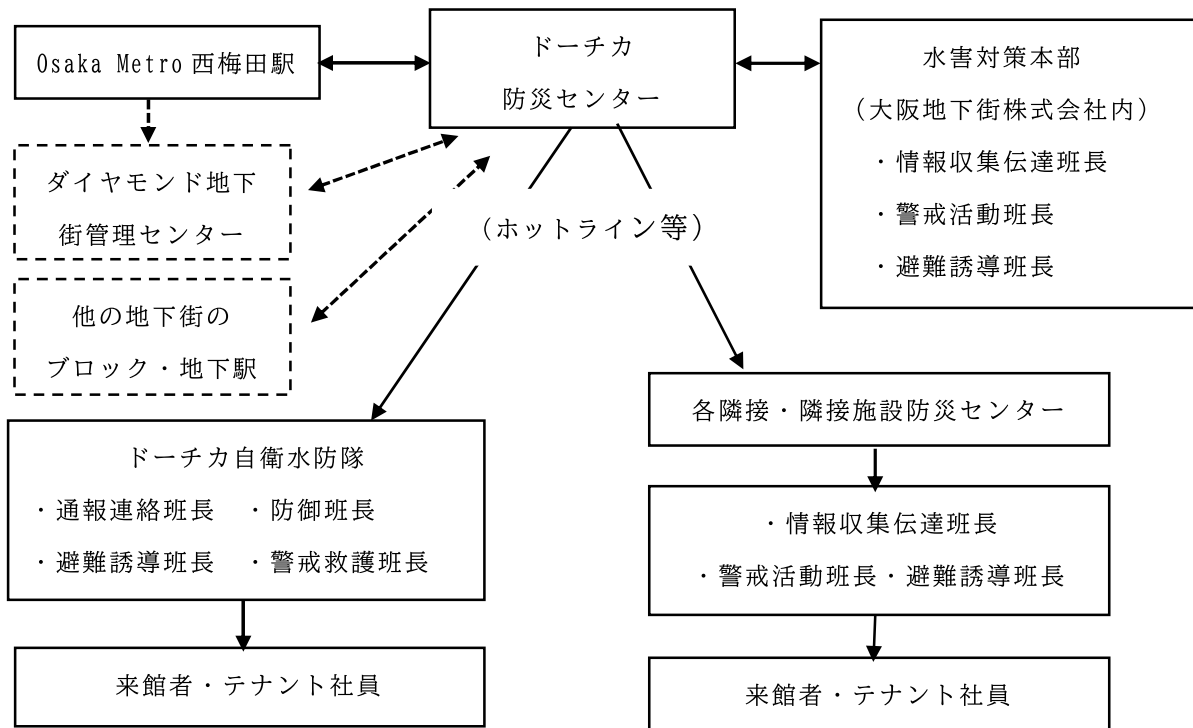
- 1 気象情報にあつては大阪市建設局から伝達され、大阪市に「高齢者等避難」「避難指示」が発令されれば大阪市危機管理室から大阪地下街株式会社(防災センター)に伝達される。
- 2 インターネットにより、気象情報・防災情報の収集に努める。主なものは次の通り。
 - (1) 降雨情報・・・ナウキャスト(気象庁HP)・大阪市降雨情報(大阪市HP)
 - (2) 河川水位・・・川の防災情報(国土交通省HP)・河川防災情報(大阪府HP)
 - (3) 防災情報・・・おおさか防災ネット(大阪市HP)・気象庁防災情報(気象庁HP)・防災情報提供センター(国土交通省HP)
- 3 テレビ、ラジオ、スマートフォン等を活用して気象情報等に情報収集に努める。
- 4 防災センター勤務者の巡回により浸水状況や地下街利用者等の状況を目視で確認する。
また、下水道管が満水になれば一気に道路冠水が起こることを念頭に入れて置くこと。
- 5 大阪富国生命ビル及び大阪駅前第一ビルに設置された雨量計とOsaka Metro 梅田駅、大阪駅前第一ビルにそれぞれ設置されている監視カメラにより道路の浸水状況等を確認するとともに、地下街や接続・隣接施設等が設置している監視カメラにて利用者の状況等を監視する。
- 6 地下街や接続・隣接施設の警戒体制や止水板の設置状況等をホットラインや梅田地区地下空間防災対策検討会で活用している「タブレット防災アプリ」(以下「防災アプリ」という)に入力し、他施設と情報を共有する。

(情報伝達)

第8条

情報伝達は、次に基づき確実に行う。

1 情報伝達体制表



2 地下空間全体または他の地下街のブロックと情報共有する必要がある場合は、ドーチカ防災センターが中心となり連絡を行う。Osaka Metro 西梅田駅は、当駅からの避難者に関する情報について、ドーチカ及び大阪駅前ダイヤモンド地下街管理センターに対して情報連絡する。また、Osaka Metro 各駅、阪神梅田駅からの避難者の流入が想定される場合、各駅からホワイティうめだ防災センターに情報連絡が入ることとなっている。

- ・ ドーチカ防災センターと接続・隣接施設等との連絡体制表・・・別図 3
- ・ ドーチカ防災センターと関係機関との連絡体制表・・・別図 4

(避難誘導)

第9条

避難誘導は次のとおり。

1 避難の開始時期

大阪市からの「高齢者等避難」「避難指示」が発令された時又は水害対策本部長が必要と認めたとしとするほか、それぞれの計画に基づき避難を開始する。

また、地下街への浸水が始まったことが確認されれば、大阪市の発表に関わらず、現地の状況に応じて避難措置を実施する。なお、それぞれの対応については次のとおりとする。

- (1) 該当地域に「高齢者等避難」が発令された場合、地下街、接続・隣接施設は、地下階の店舗の閉店準備を指示し、地下街利用者等に対して、非常放送により「高齢者等避難」の発令を周知し、地下空間からの退出を呼び掛けるとともに、高齢者等災害時要援護者の避難誘導を行う。
- (2) 該当地域に「避難指示」が発令された場合、地下街、接続・隣接施設は、地下階の店舗の閉店を指示するとともに、すべての地下街利用者等に対して非常放送により「避難指示」の発令を周知し、地下空間からの退出を呼び掛けるとともに、避難誘導を行う。

2 避難場所及び避難経路

- (1) 避難場所は、原則として、垂直避難時の場合は接続・隣接施設の3階以上の階とし、水平避難時の場合は浸水想定区域外の安全な場所とする。また、近隣にある公立小学校、中学校の中から事前に指定する災害時避難所を災害状況に応じて活用する。
- (2) 避難場所への避難経路は、直近の避難階段を経由することを原則とするが、当該避難経路では有効に避難できない場合は、別の避難経路を選定し、必要に応じて人員の配置、ロープ等を張り迂回路を周知する。

3 留意事項

- (1) 避難誘導は安全、確実、迅速を旨とし、来街者の避難を最優先する。特に身体に障がいを持った人や傷病人及び老人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者や外国人にあっては避難に時間を要することを念頭に入れて避難場所を選択するなど最大限の配慮が必要となる。
- (2) 警備員は、街内放送により避難の呼びかけを行い、パニック防止に努めるとともに、停電の恐れがあることから、エレベーターやエスカレーターが使用不可であることを周知する。
- (3) 避難誘導の際には、放送設備、拡声器、デジタルサイネージ等を活用し避難方向を明確に指示し、また、店舗従業員は避難誘導旗を活用して先導するなど混乱発生防止に努める。
- (4) 停電時に避難経路を確保する必要がある場合は、照明器具、誘導ロープ等の資器材を有効に活用する。
- (5) 必要に応じて、地上の階段入口にロープを張り、立ち入り禁止標識を掲げ、また、接続・隣接する施設との取り合いシャッターを閉鎖し通行人の進入を禁止する。
- (6) 避難誘導先を接続・隣接施設とする際は、相互に連絡、確認の上、誘導すること。

（自衛水防組織の設置）

第 10 条

ドーチカの統括防火・防災管理者を自衛水防隊長とし、大阪地下街株式会社防火・防災計画第 50 条に定める地下街自衛消防隊を運用し、自衛水防組織と定める。そして大阪地下街株式会社と入店者が共同して自衛水防隊を編成する。なお、組織表は別表 1 とする。

- 1 統括防火・防災管理者不在の時は、在室上位者がその業務を代行する。
- 2 営業所等の終業時及び休日等で社員が不在の時は、委託保安員又は委託技術員の責任者が自衛水防隊長の業務を代行する。
- 3 自衛水防組織に班を置く。
 - （1）通報連絡班、防御班、避難誘導班及び警戒救護班を置く。
 - （2）各班の任務は、別表 2 に掲げる任務とする。
 - （3）防災センターを自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務者（委託保安員を含む、以下同じ）及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。
 - （4）自衛水防組織の運用については、自衛消防組織と同様とする。
 - （5）自衛水防組織の各班は、避難確保・浸水防止計画に基づき、情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

（施設点検計画）

第 11 条

防災センター勤務者及び警戒活動班は、突然の集中豪雨等の災害に速やかに対応するため、各出入口の浸水防止施設、水防資器材の位置や構造、状態を常に把握、点検しておくこと。

- 1 浸水防止施設の現況

地上出入口には、パネル差込み式止水板が 7 基、防潮扉が 1 基、合計 8 施設と土嚢を保有している。（別図 2）
- 2 接続ビルの浸水防止施設

接続ビルの浸水防止施設としては、パネル差込み式止水板、防潮扉及び土嚢を有している。
- 3 浸水防止施設の格納場所及び水防資器材の現況

止水板及び部品・工具（懐中電灯・携帯用拡声器・無線機・土嚢等）の格納場所並びに水防資器材の現況を止水板設置マニュアルに示し、防災センター等に設置し、施設点検及び浸水対策に活用している。

第2章 内水氾濫対策計画

(計画の目的)

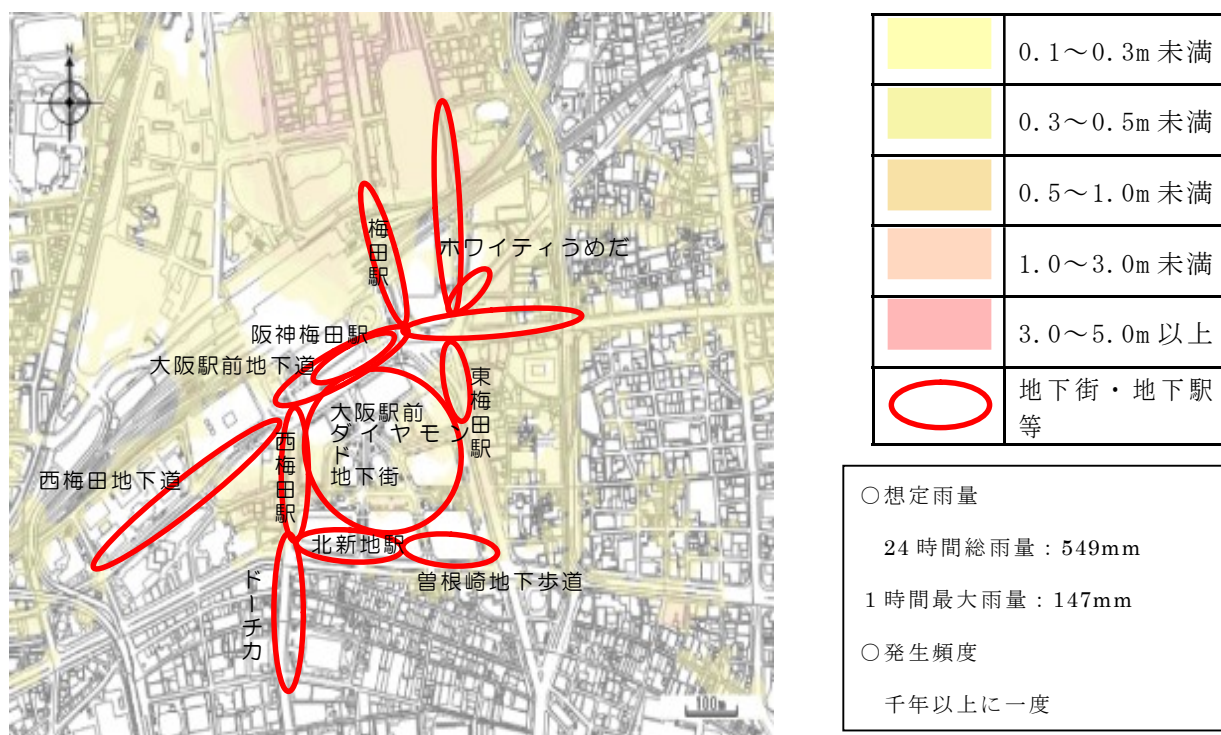
第12条

この計画は、ゲリラ雷雨や集中豪雨（以後「集中豪雨等」という）による内水氾濫に対する必要な措置に関する計画を作成し、地下街利用者等の避難をはじめ、浸水対策に資することを目的とするとともに、各接続・隣接施設との情報共有と連携を図り、止水対策を実施する。

(災害の想定)

第13条

本計画で対象とする災害は、集中豪雨等による内水氾濫とする。浸水想定については、大阪市が公表している「水害ハザードマップ」に基づく浸水想定区域とし、下図に示すとおりドーチカ周辺地区は浸水想定地域外となっている。



※ ハザードマップ作製にあたり想定し得る最大規模の降雨とは、国が定める基準に基づいて、過去に本市で観測した最大の降雨(昭和32年6月26日～28日(台風5号)、総雨量293ミリ、1時間最大雨量50.5ミリ)における降雨の波形(時間的な分布)を、地域ごとに定められた最大降雨量となるように引き伸ばして作成したもので、24時間総雨量549ミリ、1時間最大雨量147ミリの降雨となり、これは概ね1,000年に1度起きる降雨となる。

なお、昭和32年6月26日～28日(台風5号)における降雨の継続時間は38時間のため、降雨を与えている継続時間は38時間となり、その降雨量は588ミリとなる。

(情報収集)

第 14 条

第 7 条に準ずる他、次の事項に留意すること。

- 1 集中豪雨等は急に発生することが多々あり、予測が困難であるため、気象庁の警報、注意報の発表に関わらず、降雨情報等に注意を払い、特に雨季や夏季、台風の時期においては警戒準備を怠らないこと。
- 2 大阪駅前第一ビルには雨量計が設置されており、「防災アプリ」と連動して、基準値を越えたとリアルタイムでアラームが鳴動する。(8mm/10分・15mm/10分・30mm/20分)
- 3 Osaka Metro梅田駅と大阪駅前第一ビルの監視カメラの映像を「防災アプリ」にてそれぞれ注視し、巡回による目視と合わせてこれらを活用し、道路冠水状況等を確実に把握すること。

(情報伝達)

第 15 条

第 8 条に準ずる他、地下街利用者等の避難誘導のために、集中豪雨時の各出入口の浸水状況（浸水防止施設の設置を含む）について、上記の「防災アプリ」で得た情報をドーチカ営業所及び各接続・隣接施設にも情報発信すること。

(警戒活動)

第 16 条

1 警戒配備体制

地下街等における避難確保・浸水防止計画体制を図るため、通常業務の一部若しくは全部を停止し、地区全体で対処することとするが、警戒活動に対する配備体制は被害危険度により次の 4 段階とする。

警 戒 配 備 表			
体 制	該 当 要 件	配 備 人 員	
		各接続・隣接施設等	大阪地下街（参考）
注 意	大阪管区气象台から大阪市に「大雨注意報」、「洪水注意報」のいずれかが発表された場合	それぞれの計画に基づいた	防災センター勤務者による警戒

警 戒	大阪管区气象台から大阪市に「大雨警報」（台風接近・大阪府域に線状降水帯予測情報発表時）が発表された場合	配備人員	指定社員 （3号招集）
厳 戒	気象庁から大阪府域に「大雨特別警報」が発表された場合又は大阪市から「高齢者等避難」が発令された場合		課長代理級以上及び指定社員 （2号招集）
非 常	大阪市から「避難指示」が発令された場合		社員全員 （1号招集） （アルバイト、派遣社員は対象外）

なお、非常体制に移行時及び避難完了後には、大阪市危機管理室へ連絡すること。

2 警戒活動内容

ドーチカ周辺地区における内水氾濫の危険性は少ないものと想定されているが、周辺道路の状況などによって、道路冠水が発生し、浸水が始まると、継続的に地下空間に水が流入する。また、周辺道路等の状況によっては、降雨の発生から浸水開始までのリードタイムが短くなり、街内に多くの人滞滞していることが考えられることなどから、地下街では雨量が8mm/10分になれば警戒に入り（「防災アプリ」の警戒アラームが鳴動）、15mm/10分以上で監視と止水板や土嚢を準備し、30mm/20分以上になれば止水板や土嚢を設置することとするが、地上部の浸水状況を的確に把握し、道路冠水が発生すれば、数値にとらわれないこととなく止水板や土嚢の設置による止水対策に努め、止水対策を講じて浸水の恐れがある場合には水の流入の危険性のない出入り口からの避難誘導を心掛けるなど、外部の状況や浸水状況に応じた警戒活動を実施することとする。

内水	警戒活動 0分	約30分後	約40分後	約60分後	約70分後	避難継続
状況	大雨の降り始め	道路冠水の発生	止水板等を設置していない出入口から水が流入するおそれ	止水板等を設置した出入口から水が流入するおそれ		
地下街管理者	<ul style="list-style-type: none"> 警戒体制 情報収集 周囲の状況を監視 気象情報の収集 排水ポンプの点検 8mm/10分以上で警戒に入る 15mm/10分以上になったら、監視と止水板や土嚢の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 道路冠水状況及び出入口の状況監視し、避難可能出入口を把握 地下街利用者等に周囲の状況を周知 各管理者と情報共有 道路冠水付近の出入口の閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> 地下街利用者に周囲の状況を周知 各管理者と情報共有 管理者は地下街店舗の閉店準備 避難可能な出入口の決定 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">※止水板等の設置が間に合わなかった場合は右欄の避難対策に移行</div>	<ul style="list-style-type: none"> 地下街利用者等に周囲の状況を周知 各管理者と情報共有 地下街利用者等に避難の呼びかけ、垂直避難の場合は接続・隣接ビルの3階以上に避難誘導 店舗の閉店 水が流入する恐れのある出入口付近のエリアを封鎖 	各管理者と情報共有	
接続・隣接施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> 警戒体制 監視カメラ、巡回等により周囲の状況を監視し、情報を収集する 気象情報の収集 水防資機材の点検準備 	<ul style="list-style-type: none"> 道路冠水状況及び出入口の状況監視し、避難可能出入口を把握 地下街等利用者等に周囲の状況を周知 各管理者と情報共有 必要に応じて止水板や土嚢の設置 道路冠水付近の出入口の閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者等に周囲の状況を周知 各管理者と情報共有 管理者は地下店舗の閉店準備 避難可能な出入口の決定 地下駅管理者は鉄道の運休準備と運行予定を周知 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">※止水板等の設置が間に合わなかった場合は右欄の避難対策に移行</div>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者等に周囲の状況を周知 各管理者と情報共有 利用者等に避難の呼びかけ、避難誘導 地下店舗の閉店 水が流入する恐れのある出入口付近のエリアの封鎖等の対応 地下駅管理者は状況に応じて鉄道の運休及び運行計画を周知 	各管理者と情報共有	
地下駅管理者						
本計画における警戒配備体制	<p style="text-align: center;">3号招集(大雨警報(台風接近・大阪府域に線状降水帯予測情報発表時)発表時)</p> <p style="text-align: center;">2号招集(大雨特別警報発表時又は「高齢者等避難」発令時) 1号招集(「避難指示」発令時)</p>					
気象台	大雨警報 洪水警報 大雨特別警報					

※ 3号招集は大阪市に大雨警報(台風接近・大阪府域に線状降水帯予測情報発表)が発令された場合

(大阪駅周辺地下空間浸水対策計画(R6.3)の「対策の基本フレーム」に加筆)

3 浸水防止対策

- (1) 浸水防止措置が必要と判断すれば、速やかに「ドーチカ止水板設置マニュアル」に基づいて、下図に示す通り、浸水危険の高い出入口から順番に、浸水防止措置（止水板や土嚢の設置等）や立ち入り制限措置を実施することとするが、浸水状況によっては、止水板設置優先順位にとらわれることなく的確に対処すること。
- (2) 警戒状況、浸水状況や浸水防止措置等について接続・隣接施設と情報共有を図り、特に、夜間休日等、対応可能な人員が少ない場合などにおいては、相互に連携を図り浸水防止措置にあたること。

〈止水板設置優先順位〉

	優先番号	階段番号		優先番号	階段番号
1	1	C 6 0（北）	5	5	C 9 3
2	2	C 6 0（南）	6	6	C 9 2（北）
3	3	C 6 9	7	7	C 9 2（南）
4	4	C 8 3	8	7	C 8 4

（避難誘導）

第 17 条

避難誘導は第 9 条に準ずる他、次のとおりとする。

1 避難場所、避難経路及び留意事項

- (1) 避難措置の実施時期に関しては、外水氾濫においては、災害対策基本法第 6 0 条に基づき、大阪市長から該当地域に「高齢者等避難」、「避難指示」が出された時点で避難措置を実行することとなるため、次の指示がどの時点で発令されるかが非常に重要となるが、内水氾濫については、地下街への浸水が始まったことが確認されれば、大阪市の発表に関わらず、現地の状況に応じて避難措置を実施する必要があることに留意すること。
- (2) 避難先の選定にあっては豪雨や雷雨などが継続している場合や道路冠水により通行が困難となっている場合があることに十分留意し、避難誘導が完了すればその後、自らも避難する。

2 来街（場）者・従業員等に対する放送及び案内の内容

街内放送例

●「ゲリラ豪雨」の場合

- ・こちらはドーチカ防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・本日、〇〇時〇〇分大阪市に大雨警報が発表され、現在、相当激しい雨が降り続けております。
- ・このため、ドーチカでは非常警戒体制をとり、地下街への浸水に備えて、地上出入口の止水板（土嚢）設置準備作業を実施しております。
- ・今後お知らせいたします気象情報に十分ご注意ください。

●「止水板（土嚢）を設置した」場合

- ・こちらはドーチカ防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・現在、ドーチカ周辺で集中豪雨が発生しているため、〇〇階段出入口に止水板（土嚢）を設置いたしました。
- ・〇〇階段出入口は通行止め（通行が困難）となっておりますのでご注意ください。
- ・今後の気象状況にご確認ください。

○現地案内例（※ 地下街等への浸水の恐れが生じた場合）

- ・こちらはドーチカ防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・集中豪雨の影響で〇〇（階段）付近は浸水する恐れがありますので、（地上に上がって）避難してください。大変危険ですのでゆっくりと（〇〇階段から）お進みください。
- ・エレベーター、エスカレーターは停止しておりますので、階段をご利用ください。
- ・避難に当たり援護が必要な方がいらっしゃいましたら係員までお申し出ください。

※ 街内放送にあっては、地下街利用者等に周知を図るため可能な限り繰り返し放送すること。

第3章 外水氾濫対策計画

(計画の目的)

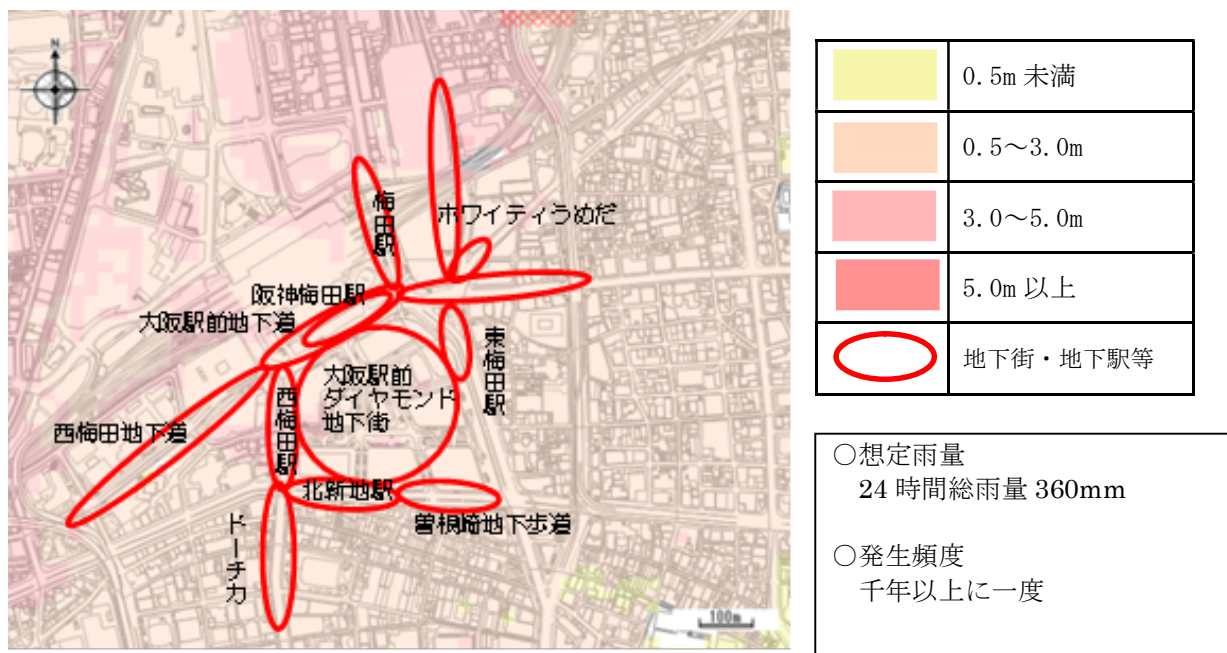
第18条

この計画は、水防法第15条の2第1項に基づき必要な措置に関する計画を作成し、地下街利用者等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることを目的とする。

(災害の想定)

第19条

本計画で対象とする災害は、淀川の外水氾濫とする。浸水想定については、大阪府が公表している「水害ハザードマップ」に基づく浸水想定区域とし、下図に示すとおり、ドージマ周辺地区には0.5mから3.0mの浸水被害が想定される。



(情報収集)

第20条

第7条に準ずる他、河川情報に細心の注意を払い、次の事項に留意すること。

- 1 洪水予報については、大阪市建設局から大阪地下街株式会社（防災センター）に伝達される。また、淀川の決壊の危険性が高まった場合には、大阪市危機管理室から高齢者等避難、避難指示が伝達される。
- 2 浸水危険については、道路等の巡回を行い冠水状況の目視確認により浸水危険を判断する。また、下水道管が満水になれば一気に道路冠水することがあることを理解しておくこと。

(情報伝達)

第21条

第8条に準ずる。

(警戒活動)

第22条

1 警戒配備体制

地下街における避難確保・浸水防止計画体制を図るため、通常業務の一部若しくは全部を停止し、地区全体で対処することとするが、警戒活動に対する発令体制は被害危険度により次の4段階とする。

警戒配備表			
体制	該当要件	配備人員	
		各接続・隣接施設	大阪地下街
注意	大阪管区气象台から大阪市に「大雨注意報」、「洪水注意報」のいずれかが発表された場合	それぞれの計画に基づいた配備人員	防災センター勤務者による警戒
警戒	大阪管区气象台から大阪市に「大雨警報」(台風接近・大阪府域に線状降水帯予測情報発表時)が発表された場合		指定社員 (3号招集)
厳戒	気象庁から大阪府域に「大雨特別警報」や大阪市から「高齢者等避難」が発表・発令されるなど、地下空間への水害が発生する恐れがある場合		課長代理級以上及び指定社員 (2号招集)
非常	淀川の堤防決壊により全市にわたり甚大な浸水被害が発生する可能性が高まった場合や、大阪市から「避難指示」が発令された場合		社員全員 (1号招集) (アルバイト、派遣社員は対象外)

なお、避難開始時及び避難完了後には、大危機管理室へ連絡すること。

2 警戒活動内容

淀川が破堤した場合、ドーチカ周辺地区には0.5mから3.0mの浸水被害が想定されることから、接続・隣接施設の代表者は気象情報や淀川洪水情報の収集に努め、洪水予報が発表されれば確実に情報を伝達し、情報共有を図る。

また、水位の上昇が見込まれている段階など、早期においては、周囲の状況や施設内の滞在者の状況を監視し、必要に応じて、内水氾濫対策の浸水防止対策に準じ、「ドーチカ止水板設置マニ

ュアル」に基づいて、浸水危険の高い出入口から順番に浸水防止措置（止水板の設置等）や立ち入り制限措置を実施することとし、大阪市から該当地域に「高齢者等避難」「避難指示」発令があれば避難誘導に総力をあげて対処する。

外水	警戒活動	避難誘導～避難完了 約1時間後	避難完了 約2時間後	約3時間後	避難継続
状況	水位上昇が見込まれている段階	高齢者等避難を発令する目安となる水位に到達し、避難指示を発令する水位に到達する可能性あり	避難指示を発令する水位に到達	緊急安全確保を発令する水位に到達若しくは河川氾濫が発生若しくはそのおそれが高い	大阪駅周辺に氾濫流到達 → 浸水
大阪市		該当する地域に警戒レベル3 高齢者等避難を発令(地下街・地下駅へ直接伝達)	該当する地域に警戒レベル4 避難指示を発令(地下街・地下駅へ直接伝達)	該当する地域に警戒レベル5 緊急安全確保を発令(地下街・地下駅へ直接伝達)	
水防事務組合等	巡視	巡視	巡視	巡視、水防活動	
地下街管理者	<ul style="list-style-type: none"> 警戒体制 気象情報の収集 周囲の状況を監視 必要に応じ止水板や土嚢の設置準備又は設置 各管理者は地下店舗等の閉店を検討 各管理者と情報共有 地下駅管理者は鉄道の運休を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難が発令されたことを周知し、対象者に避難を呼びかけ、接続・隣接施設の3階以上へ避難誘導 店舗の閉店準備又は閉店 各管理者と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示が発令されたことを周知し、すべての地下街利用者等に対して避難を呼びかけ、接続・隣接施設の3階以上へ避難誘導 店舗の閉店 各管理者と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 各管理者と情報共有 	
接続・隣接施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> 各管理者は地下店舗等の閉店を検討 各管理者と情報共有 地下駅管理者は鉄道の運休を検討 <p>※ 台風接近情報発表の場合は各店舗の臨時休業や営業時間の短縮等の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難が発令されたことを周知し対象者に避難を呼びかけ、避難誘導を実施 地下店舗の閉店準備又は閉店 各管理者と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示が発令されたことを周知し、すべての地下街利用者等に対して避難を呼びかけ、避難誘導 地下店舗の閉店 各管理者と情報共有 	<p>(避難完了していない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急安全確保が発令されたことを周知 すべての地下街利用者等へ至急避難をするよう呼びかけ、垂直避難の場合は3階以上の階へ避難誘導、その後、管理者も避難 	<ul style="list-style-type: none"> 各管理者と情報共有
地下駅管理者	など	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難が発令されたことを周知し、対象者に避難を呼びかけ、避難誘導 鉄道の運休準備と運休予定の周知 各管理者と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示が発令されたことを周知し、すべての地下街利用者等に対して避難を呼びかけ、避難誘導 鉄道の運休及び運行計画を周知 各管理者と情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> 各管理者と情報共有
本計画における警戒配備体制	※ 3号招集	2号招集	1号招集		
気象台	大雨警報 洪水警報 大雨特別警報				
河川管理者(淀川河川事務所)	洪水予報発表(気象台と共同で発表) 氾濫注意情報 ⇒ 氾濫警戒情報 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 氾濫危険情報 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 氾濫発生情報				

※ 3号招集は大阪市に大雨警報(台風接近・大阪府域に線状降水帯予測情報発表)が発令された場合

(大阪駅周辺地下空間浸水対策計画(R6.3)の「対策の基本フレーム」に加筆)

(避難誘導)

第 23 条

避難誘導は第 9 条に準ずる他、次のとおりとする。

1 避難場所及び避難経路

超大型台風等の接近が想定されており、甚大な被害が予想される場合は、学校・企業の休校 や休業、在宅学習やテレワーク、また、不要不急な外出の制限、屋内待機などが求められていたり、タクシーやバス、鉄道の計画運休等の措置により地下街には通行人やお客様はほとんどいないと考えられるが、淀川が氾濫した場合、浸水高が 0.5 m から 3.0 m と高く、また、浸水想定区域が北区の広範囲に及ぶことや台風に伴う暴風・豪雨下においての水平避難は危険が伴うことなどが予想されることから地下街における避難場所は、原則、接続・隣接施設の 3 階以上の階とする。また、近隣にある公立小学校、中学校の中から事前に指定する収容避難場所を災害状況に応じて活用する。

2 留意事項

「高齢者等避難」が発令されてから 60 分以内に避難誘導を完了することでリスクが最小となることを念頭に入れて、避難誘導に携わる全ての担当者は、地下街利用者等の避難誘導に全力を尽くし、避難誘導が完了すればその後、自らも接続・隣接施設に避難する。

3-2 避難誘導開始、誘導員等が最終避難するタイミング

【基本的な考え方】

- ・避難誘導は、浸水想定よりも高い階への避難（垂直避難）を呼びかけることとし、垂直避難が困難な場合は浸水想定区域の外側への避難（水平避難）も検討する。
- ・管理者を含めた全ての人の避難は、警戒レベル4 避難指示の発令から、警戒レベル5 緊急安全確保の発令までの間に完了させる。〔目安：警戒レベル4 避難指示の発令から1時間以内〕

警戒レベル3 高齢者等避難が発令された時

- ⇒ 「警戒レベル3 高齢者等避難」が発令されたことを周知
- ・高齢者等の利用者へ地下からの退出を呼びかけ、浸水想定よりも高い階への避難（垂直避難）誘導、垂直避難が困難な場合は浸水想定区域の外側への避難（水平避難）誘導
- ・地下街管理者並びに接続ビル管理者は、地下階及び地下街店舗等の閉店準備
- ・地下駅管理者は、鉄道の運休準備

警戒レベル4 避難指示が発令された時

- ⇒ 「警戒レベル4 避難指示」が発令されたことを周知
- ・全ての利用者へ地下からの退出を呼びかけ、浸水想定よりも高い階への避難（垂直避難）誘導、垂直避難が困難な場合は浸水想定区域の外側への避難（水平避難）誘導
- ・各管理者は利用者の避難完了を確認後、浸水想定よりも高い階への避難（垂直避難）、垂直避難が困難な場合は浸水想定区域の外側への避難（水平避難）
- ・全ての利用者及び管理者の避難完了
- ・地下街管理者並びに接続ビル管理者は、地下階及び地下街店舗等の閉店を完了
- ・地下駅管理者は、鉄道の運休を完了

警戒レベル5 緊急安全確保が発令された時

- ⇒ 【避難が完了していない場合】
- ・「警戒レベル5 緊急安全確保」が発令されたことを周知
- ・全ての利用者及び管理者へ地下からの至急退出を呼びかけ、浸水想定よりも高い階への避難（垂直避難）

台風情報や線状降水帯発生情報等により事前に大雨が予想される場合

- ⇒ 地下街管理者並びに接続ビル管理者は、大阪市が発令する避難情報だけでなく、鉄道の運休等の情報を考慮して、事前に臨時休業や営業時間の短縮等を検討
- ・地下駅管理者は、台風の進路や勢力、雨量の予想を参考に、他路線や他区間との関係も考慮して個別に判断

※垂直避難に関しては、津波避難ビルへの避難を優先し、接続ビルへの避難も想定する。なお、避難先となる接続ビルは、津波避難ビルの指定要件（新耐震基準を満たした鉄筋コンクリート造もしくは鉄骨鉄筋コンクリート造）と同等の構造を有する建築物であることが望ましい。

※气象台からの気象情報（大雨警報や洪水警報等）が解除されるまでは、各管理者から避難先へ災害情報の提供を行うよう努める。

※管理する地下街の避難が完了した場合でも、隣接する地下街から避難者が進入する可能性があるため、全地下街が避難完了するまでは、現地において隣接する地下街からの避難者に備えることとする。

（参考：「大阪駅周辺地区 地下空間浸水対策計画」（R6.3））

3-3 避難場所

・浸水想定よりも高い階（垂直避難）もしくは浸水想定区域の外側への避難（水平避難）

※垂直避難に関しては、津波避難ビルへの避難を優先し、接続ビルへの避難も想定する。なお、避難先となる接続ビルは、津波避難ビルの指定要件（新耐震基準を満たした鉄筋コンクリート造もしくは鉄骨鉄筋コンクリート造）と同等の構造を有する建築物であることが望ましい。

※垂直避難の場合、1階の階高が5.5m以上であれば、2階も避難可能

（参考：「大阪駅周辺地区 地下空間浸水対策計画」(R6.3)）

3 来街（場）者・従業員等に対する放送及び案内の内容

街内放送例

●「高齢者等避難」発令時

- ・こちらはドーチカ防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・本日〇〇時〇〇分北区全域に「高齢者等避難」が発令されました。避難に時間を要すると思われる方は警備員の誘導により避難を開始してください。なお、避難にあたり援護を要する方を見かけた方はお近くの警備員にご連絡をお願いします。

また、援護を要する方のお近くにおられる方は、避難について、ご支援、ご協力をお願いします。なお、各店舗の皆様は、自店舗の閉店について準備を行ってください。

〈接続・隣接施設確認後〉

- ・避難先は地下街と接続している建物の3階以上となっております。

●「避難指示」発令時

- ・こちらはドーチカ防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・本日〇〇時〇〇分北区全域に「避難指示」が発令されました。
- ・皆様は、警備員の指示に従って、避難を開始してください。
- ・避難にあたり援護を要する方を見かけた方は、お近くの警備員にご連絡をお願いします。

また、援護を要する方のお近くにおられる方は、避難について、ご支援、ご協力をお願いします。なお、各店舗の皆様は、自店舗の閉店を行ってください。

〈接続・隣接施設確認後〉

- ・避難先は地下街と接続している建物の3階以上となっております。

●「止水板（土嚢）を設置した」場合

- ・こちらはドーチカ防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・現在、ドーチカ周辺の地上部で集中豪雨が発生しているため、〇〇階段出入口に止水板（土嚢）を設置いたしました。
- ・〇〇階段出入口は通行止め（通行が困難）となっておりますのでご注意ください。
- ・今後の気象状況にご注意ください。

○現地案内例

- ・こちらはドーチカ防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・雨の影響で地下街は危険な状況となっておりますので、地上に上がって、できれば建物の3階以上に避難してください。慌てずゆっくりと（〇〇階段から）お進みください。
- ・エレベーター、エスカレーターは停止しておりますので、階段をご利用ください。
- ・避難に当たり援護が必要な方がいらっしゃいましたら係員までお申し出ください。

〈接続・隣接施設確認後〉

- ・避難先は地下街と接続している建物の3階以上となっております。

※ 街内放送にあつては、地下街利用者等に周知を図るため可能な限り繰り返し放送すること。

第4章 津波対策計画

(計画の目的)

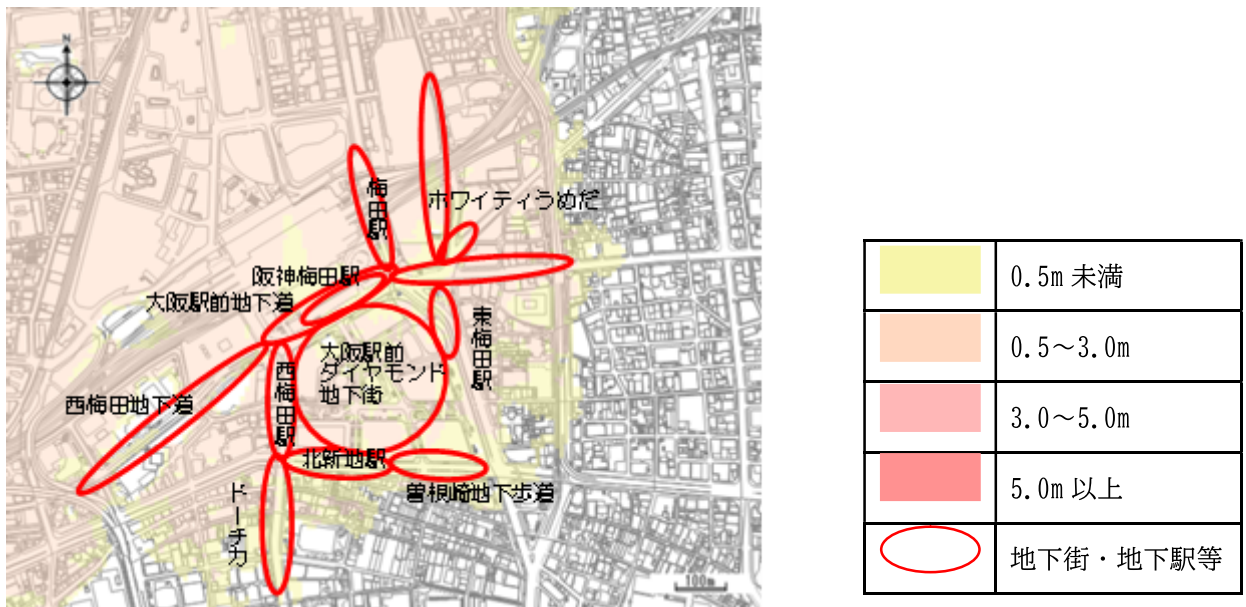
第24条

この計画は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、ドーチカ周辺地区に津波が来襲することが予想されることから、地下街利用者等が津波到達までに円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(災害の想定)

第25条

本計画で対象とする災害は、大阪市に被害を及ぼすと考えられる海溝型地震の南海トラフ巨大地震が発生した場合の津波避難に重点を置いた対策とする。浸水想定については、大阪市が公表している「水害ハザードマップ」に基づく浸水想定区域とし、下図に示すとおり、ドーチカ周辺地区には0.5mから1mの浸水が想定される。



(情報収集)

第26条

第7条に準じて情報を収集する他、特にテレビやラジオ及びインターネット等により地震情報、津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さ等）に関する情報の収集に努める。

(情報伝達)

第27条

第8条に準ずる。

(警戒活動)

第 28 条

1 警戒配備体制

地下街における避難確保・浸水防止計画体制を図るため、通常業務の一部若しくは全部を停止し、地区全体で対処することとするが、警戒活動に対する発令体制は被害危険度により次の 3 段階とする。




警戒発令表			
体制	該 当 要 件	招 集 人 員	
		各接続・隣接 施設	大阪地下街
注 意	大阪市域において「震度 4」を観測したとき	それぞれの計画に基づいた 配備人員	防災センター勤務者 による警戒 (3号招集)
厳 戒	大阪市域において「震度 5 弱」を観測したとき、「津波警報」が発表されたとき		課長代理級以上及び 指定社員 (2号招集)
非 常	大阪市域において「震度 5 強以上」を観測したとき、「大津波警報」が発表された場合又は、大阪市域に「避難指示」が発令されたとき		社員全員 (1号招集) (アルバイト、派遣社員は対象外)

なお、避難開始時及び避難完了後には、大阪市危機管理室へ連絡すること。

2 警戒活動内容

地震・津波の発生は台風・洪水に比べて予測が困難であり、ドージマ周辺地区には 0.5 m～1.0 m の浸水高が想定され、地震発生直後は数多くの地下街利用者等が滞在していることも考えられることから避難誘導を最優先した警戒活動を実施する。

また、南海トラフ巨大地震では地震発生から約 1 時間 50 分後に大阪市内沿岸部に津波が到達することなどから、地震・津波情報の収集に努め、状況に応じた避難誘導、避難経路等を確実に伝達するとともに、休祝日などに地震・津波が発生すれば、参集出来ない社員もいると考えられ、十分な警戒体制をとることができないことも想定されることから、地下街や接続・隣接施設で従事する全ての社員、委託事業者、テナント従業員は日頃から万一の場合に備え、協力体制を構築しておくことが必要である。

津波	警戒活動	避難誘導～避難完了	避難継続
0分	約3分後		約1時間 50分後
状況		津波来襲	 
大阪市		該当する地域に「避難指示」を発令	
地下街管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・身を守る行動、出火防止措置等 ・周囲の人の安否確認 ・地下街利用者等への地震発生を周知(放送設備・デジタルサイネージ等) ・ライフライン等の確認 ・警戒体制 ・出入口の扉の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての地下街利用者等に対して「津波警報」又は「大津波警報」、「避難指示」が発令されたことを周知する ・各管理者と情報共有 ・C92 階段から地上部分の安全確認 ・電気室にて設備状態アラーム状況を確認し、防災センターに報告 ・ガス遮断弁状態の確認 ・設備室の被害状況を確認し、最小限の保守と応急対応、その後、各設備室に止水パネル等を設置(店舗従業員) ・店舗内の安全確認と施錠、シャッター閉鎖 ・お客様を店舗外に出した後、誘導旗をもって避難誘導 ※C92階段から地上部分の安全確認を実施、その後、地上の安全が確認できれば、浸水想定区域外である新御堂筋より300m以上東側に避難誘導(目標は西天満公園) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての地下街利用者等の避難完了を確認後、可能な限り施設防護措置(止水板の設置等)と立入り制限措置 ・すべての地下街利用者等の避難完了を確認後、又は大阪市内に津波が到達したという情報を得た時点で、管理者も接続・避難施設の3階以上に避難 </div>	各管理者と情報共有
接続・隣接施設管理者		<ul style="list-style-type: none"> ・すべての施設利用者等に対して「津波警報」又は「大津波警報」、「避難指示」が発令されたことを周知し、避難誘導(高齢者等要援護者は、3階以上へ避難誘導を考慮。) ・各管理者と情報共有 ・可能な限り施設防護措置(止水版の設置、立入り制限措置) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての地下街利用者等の避難完了を確認後、可能な限り施設防護措置(止水板の設置等)と立入り制限措置 ・すべての地下街利用者等の避難完了を確認後、又は大阪市内に津波が到達したという情報を得た時点で、管理者も接続・避難施設の3階以上に避難 </div>	各管理者と情報共有
地下駅管理者		<ul style="list-style-type: none"> ・すべての地下街利用者等に対して「津波警報」又は「大津波警報」、「避難指示」が発令されたことを周知し、避難誘導(地下街管理者の避難誘導と合流) ・各管理者と情報共有 ・可能な限り施設防護措置(止水版の設置、立入り制限措置) ・鉄道の運休及び運行計画を周知 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての地下街利用者等の避難完了を確認後、可能な限り施設防護措置(止水板の設置等)と立入り制限措置 ・すべての地下街利用者等の避難完了を確認後、又は大阪市内に津波が到達したという情報を得た時点で、管理者も接続・避難施設の3階以上に避難 </div>	各管理者と情報共有
計画における警戒配備体制	2号招集(大阪市内において震度5弱を観測、津波警報発表時)・1号招集(// 震度5強以上を観測、大津波警報発表時)		
気象台	緊急地震速報	津波警報・大津波警報	

(大阪駅周辺地下空間浸水対策計画(R6.3)の「対策の基本フレーム」に加筆)

(避難誘導)

第 29 条

避難誘導は第 9 条に準ずる他、次のとおりとする。

1 避難の時期

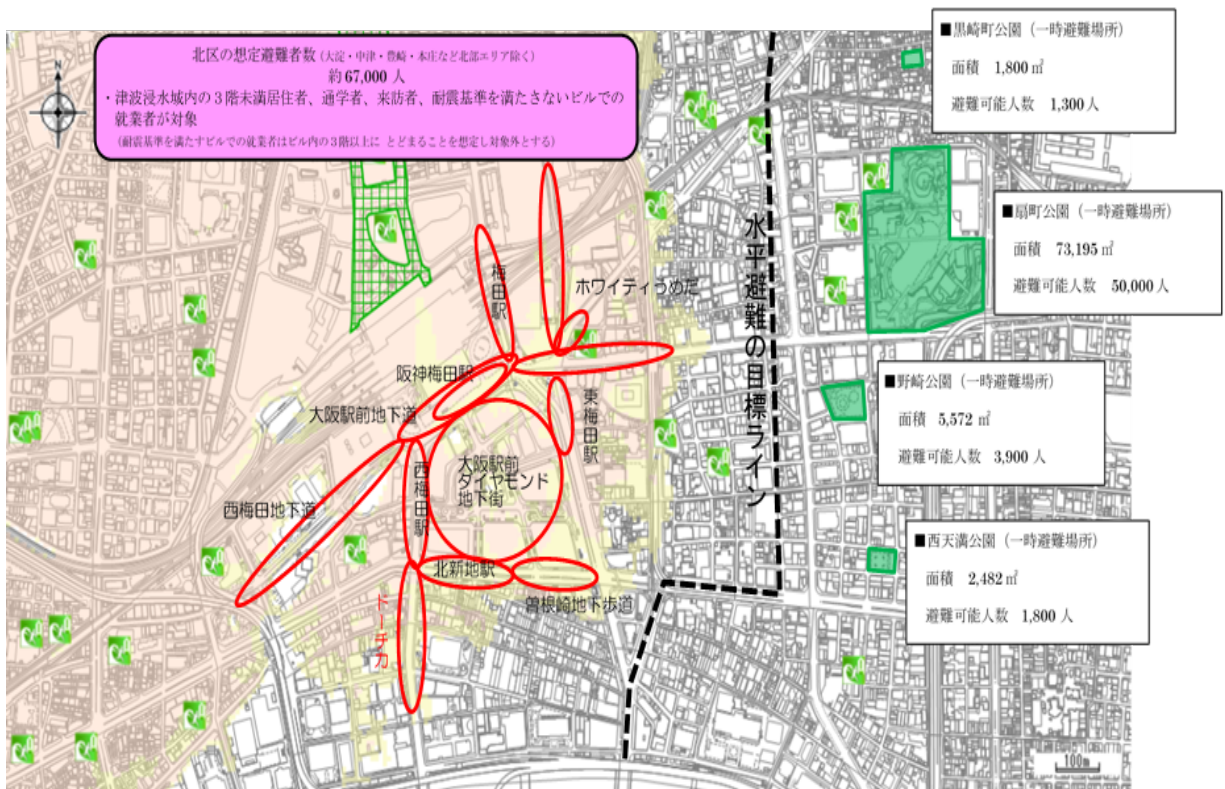
気象庁から大津波警報又は津波警報が発表された場合。

2 避難場所及び避難経路

(1) 避難に時間を要する高齢者等要援護者の避難においては、接続・隣接施設の 3 階以上の階への避難誘導を考慮する。

(2) 地下街における避難場所は、浸水想定区域外である新御堂筋より 300 m 以上東側の地域とする。(目標は西天満公園 下図参照)

(3) ドーチカからの避難誘導方向は、C92 (北) (南) 階段から地上の安全を確認した後、東方向に避難誘導を行う (別図 5)。なお、当該避難経路では安全に避難できない場合は、別の避難経路を選択する。



(参考：大阪駅周辺地区地下空間浸水対策計画 (R6.3))

4-2 避難誘導開始、誘導員等が最終避難するタイミング

【基本的な考え方】

- ・避難誘導は、浸水想定区域の外側への避難（水平避難）を優先とし、水平避難が困難な場合は、浸水想定よりも高い階への避難（垂直避難）を呼びかける。
- ・一方、地上部では地震の揺れによる転倒物や落下物、火災等が発生しているおそれがあること、また、大阪駅周辺にいる大勢の人が一斉に東側の地域への避難を行えば、相当な混乱が発生することが想定されるため、津波避難ビルや接続ビルでの受け入れも実施する。

大津波警報又は津波警報が発表された時

⇒「避難指示」が発令されたことを周知

- ・全ての利用者へ地下からの退出を呼びかけ、浸水想定区域の外側に避難（水平避難）誘導し、水平避難が困難な場合は浸水想定よりも高い階への避難（垂直避難）誘導
- ・各管理者は利用者の避難完了を確認後、浸水想定区域の外側に避難（水平避難）もしくは浸水想定よりも高い階への避難（垂直避難）

※垂直避難に関しては、津波避難ビルへの避難を優先し、接続ビルへの避難も想定する。
なお、避難先となる接続ビルは、津波避難ビルの指定要件（新耐震基準を満たした鉄筋コンクリート造もしくは鉄骨鉄筋コンクリート造）と同等の構造を有する建築物であることが望ましい。

※管理する地下街の避難が完了した場合でも、隣接する地下街から避難者が進入する可能性があるため、全地下街が避難完了するまで、あるいは、従業員等の最終避難のタイミングまでは、現地において隣接する地下街からの避難者に備えることとする。

※管理者の避難開始のタイミングは、誘導員等の垂直避難に必要な時間を考慮したうえで個別に設定し、大阪市沿岸部に津波が到達するまで（地震発生後、約1時間50分）に管理者の避難を完了させる。

（参考：「大阪駅周辺地区 地下空間浸水対策計画」（R6.3））

4-3 避難場所

・浸水想定区域の外側（水平避難）もしくは浸水想定よりも高い階（垂直避難）

※垂直避難に関しては、津波避難ビルへの避難を優先し、接続ビルへの避難も想定する。なお、避難先となる接続ビルは、津波避難ビルの指定要件（新耐震基準を満たした鉄筋コンクリート造もしくは鉄骨鉄筋コンクリート造）と同等の構造を有する建築物であることが望ましい。

※垂直避難の場合、1階の階高が5.5m以上であれば、2階も避難可能

例) 接続ビルに避難誘導する場合

大阪駅前ダイヤモンド地下街、曾根崎地下歩道、JR北新地駅、西梅田地下道、西梅田駅、ドーチカの利用者



接続ビルの2階以上の階

ホワイトィうめだ、梅田駅
大阪駅前地下道、阪神大阪梅田駅
東梅田駅の利用者



・接続ビルの2階以上の階
・新御堂筋より300m以上東側の地域

※東側の地域まで歩行が困難な人を中心に、
接続ビルの2階以上の階で受入れ

(参考:「大阪駅周辺地区 地下空間浸水対策計画」(R6.3))

3 避難場所及び留意事項

- (1) 警備員等は、街内のお客様や通行者が全て避難した時点から地震発生2時間未満の間は可能な限り施設防護措置（止水板の設置）や立入り制限措置を実施する。
- (2) 避難誘導に携わる全ての担当者は、地下街滞在者全員の避難完了に向けて全力を尽くすこととするが、津波発生から大阪市（住之江区）に到達（南海トラフ巨大地震の場合は約1時間50分後に到達予想）した時点（梅田周辺にはそれから30分後に到達予想）で、全ての活動を中止し、津波避難ビル若しくは接続・隣接施設の3階以上の階に自ら避難する。

ただし、津波到達時間は震源地や地震の規模で変化することから、気象台等からの情報に十分留意する必要がある。

4 来街（場）者・従業員等に対する放送及び案内の内容

街内放送例

●地震発生時

- ・こちらはドーチカ防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・現在、地震が発生しています。揺れが収まるまで、身を守る行動をとってください。

●3分～5分

- ・こちらはドーチカ防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・先程の地震は〇〇〇を震源とする、最大震度〇〇の大きな地震で、津波警報（大津波警報）が発表され、大阪市から北区に避難指示が出ました。
- ・現在、地上の安全を確認していますので、地下街ご利用の皆様は、落ち着いて、今しばらく、お待ちください。地上の安全が確認でき次第、警備員が地上に避難誘導いたします。
- ・店舗従業員の方々は速やかにガス等の火元を確認し、シャッターを閉めて閉店してください。

●5分～8分

- ・こちらはドーチカ防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・先程の地震で、津波警報（大津波警報）が発表され、大阪市から北区に避難指示が出ました。
(地上の安全が確認された後)
- ・ただいま地上の安全が確認されましたので、皆様におかれましては落ち着いて、警備員並びに誘導旗を持った店舗従業員の指示に従って、地上に上がり新御堂筋の東側にある西天満公園へ避難してください。
- ・店舗従業員の方々は誘導旗を持って、お客様の避難誘導にあたってください。

●8分～10分

- ・こちらはドーチカ防災センターです。
- ・店舗の方々は誘導旗を持ってお客様を、新御堂筋の東側にある西天満公園へ避難誘導してください。

● 10分～

- ・こちらはドーチカ防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・先程の地震で、津波警報（大津波警報）が発表され、大阪市から北区に避難指示が出ています。皆様におかれましては、落ち着いて警備員の指示に従って、地上に上がり新御堂筋の東側にある西天満公園まで避難してください。

○現地案内例

警備員

- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・東側のC9 2階段から地上に上がり、新御堂筋より300m以上東側に避難してください。目標は西天満公園です。

※ 街内放送にあつては、地下街利用者等に周知を図るため可能な限り繰り返し放送すること。

第5章 高潮対策計画

(計画の目的)

第30条






この計画は、高潮による浸水被害に対する必要な措置に関する計画を作成し、地下街利用者等の避難をはじめ、浸水対策に資することを目的とする。

(災害の想定)

第31条

本計画で対象とする災害は、想定し得る最大規模の台風（中心気圧 910hpa）が室戸台風経路で大阪府域に來襲し、高潮及び河川氾濫の発生によって複数の堤防が決壊したと想定し、それぞれの浸水深及び浸水範囲を重ね合わせた高潮浸水想定区域（大阪港湾局作成）を基に、大阪市が公表している「水害ハザードマップ」に基づく浸水想定区域とし、下図に示す通り、ドージマ周辺地区の浸水深は3.0mから5.0mと想定される。



	0.5m 未満
	0.5～3.0m
	3.0～5.0m
	5.0m 以上
	地下街・地下駅等

(情報収集)

第32条

第20条外水氾濫計画に準ずるほか、次の事項について留意すること。

- 1 高潮に関する防災気象情報（予報円、進行方向・速度、中心気圧等）が、気象庁から台風が上陸する概ね5日前から段階的に発表される。
- 2 気象庁からの大雨や洪水、高潮に関する情報の収集に努めること。
- 3 台風の府域上陸・最接近の前日18時までを目安に大阪府から「災害モード宣言」が発信され、連携して大阪市から「ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけ」などが行われる。

- 4 台風の進路方向に向かって右の半径では台風の移動方向と風向きが同じであるため、風が強くなり、高潮が生じやすくなることや、高潮により海から川に逆流し、水位が上昇している状況で、大量の雨が降れば、浸水高が高くなり、河川氾濫に繋がることを念頭に置いて、早期に台風の進路などの動向把握に努めること。
- 5 大型台風の対策として鉄道各社が、計画運休を行うため、運行状況にも注視する必要がある。

(情報伝達)


第 33 条

第 21 条外水氾濫計画に準ずる。

(警戒活動)

第 34 条

第 22 条外水氾濫計画に準ずる。

高潮	警戒活動	避難誘導～避難完了		避難完了	避難継続
台風接近	約12～48時間前	約6～12時間前	約3～6時間前	約1時間前	0分
状況		高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)を発表かつ、大阪市域の予測潮位が、危険潮位(OP+5.2m)を超える	高潮警報若しくは高潮特別警報を発表かつ大阪市域の予測潮位が、危険水位(OP+5.2m)を超える	高潮氾濫発生情報を発表若しくは大阪市域で浸水被害の発生若しくはその恐れが高い	
大阪府	災害モード宣言			高潮氾濫発生情報	
大阪市		該当する地域に警戒レベル3 高齢者等避難を発令(地下街・地下駅へ直接伝達)	該当する地域に警戒レベル4 避難指示を発令(地下街・地下駅へ直接伝達)	該当する地域に警戒レベル5 緊急安全確保を発令(地下街・地下駅へ直接伝達)	
地下街管理者	<ul style="list-style-type: none"> 警戒体制 気象情報の収集 周囲の状況を監視 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難が発令されたことを周知し、対象者に避難を呼びかけ、接続・隣接施設の3階以上へ避難誘導 店舗の閉店準備又は閉店 各管理者と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示が発令されたことを周知し、すべての地下街利用者等に対して避難を呼びかけ、接続・隣接施設の3階以上へ避難誘導 店舗の閉店 各管理者と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 各管理者と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 各管理者と情報共有
接続・隣接施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ止水板や土嚢の設置準備又は設置 各管理者は地下店舗等の閉店を検討 地下駅管理者は鉄道の計画運休を検討 各管理者と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難が発令されたことを周知し対象者に避難を呼びかけ、避難誘導を実施 地下店舗の閉店準備又は閉店 各管理者と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示が発令されたことを周知し、すべての地下街利用者等に避難を呼びかけ、避難誘導 地下店舗の閉店 各管理者と情報共有 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (避難完了していない場合) ・緊急安全確保が発令されたことを周知 ・すべての地下街利用者等へ至急避難をするよう呼びかけ、垂直避難の場合は3階以上の階へ避難誘導、その後、管理者も避難 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 各管理者と情報共有
地下駅管理者		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難が発令されたことを周知し、対象者に避難を呼びかけ、避難誘導 鉄道の運休準備と運休予定の周知 各管理者と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示が発令されたことを周知し、すべての地下街利用者等に対して避難を呼びかけ、避難誘導 鉄道の運休及び運行計画を周知 各管理者と情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> 各管理者と情報共有
本計画における警戒配備体制	※ 3号招集	2号招集		1号招集	
気象台	高潮注意報・高潮警報・高潮特別警報				

※ 3号招集は大阪市内に大雨警報(台風接近・大阪府域に線状降水帯予測情報発表時)が発令された場合

(大阪駅周辺地下空間浸水対策計画(R6.3)の「対策の基本フレーム」に加筆)

(避難誘導)

第 35 条

第 23 条外水氾濫計画に準ずる。

5-2 避難誘導開始、誘導員等が最終避難するタイミング

【基本的な考え方】

- ・台風に関する防災気象情報（予報円、進行方向・速度、中心気圧等）については、気象庁から上陸する概ね5日前から段階的に確度を高め発表される。
- ・また、台風が大阪府域上陸・最接近の前日18時までを目安に大阪府知事が発信する「災害モード宣言」と連携し、大阪市が「ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけ」などを行う。
- ・これらの台風に関する防災気象情報等を考慮し、あらかじめ施設の臨時閉鎖や開放時間の短縮を検討し、施設の利用制限措置をとる、鉄道の計画運休の予定を周知するといった事前の対応を基本とする。

※地下街管理者並びに接続ビル管理者は、大阪市が発令する避難情報だけではなく、鉄道の運休等の情報を考慮して、事前に臨時休業や営業時間の短縮等を検討

※地下駅管理者は、台風の進路や勢力、雨量の予想を参考に、他路線や他区間との関係も考慮して個別に判断

【営業時間中に警戒レベルが発令された場合】（事前の対応ができていない場合）

高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）が発表された時

警戒レベル3高齢者等避難が発令された時

どちらにも該当した時

⇒「高潮注意報」の発表、「警戒レベル3高齢者等避難」が発令されたことを周知

- ・高齢者等の利用者へ地下からの退出を呼びかけ、浸水想定よりも高い階への避難（垂直避難）誘導
- ・地下街管理者並びに接続ビル管理者は、地下階及び地下街店舗等の閉店準備
- ・地下駅管理者は、鉄道の運休準備

高潮警報若しくは高潮特別警報が発表された時

警戒レベル4避難指示が発令された時

どちらにも該当した時

⇒「高潮警報」や「高潮特別警報」の発表、「警戒レベル4避難指示」が発令されたことを周知

- ・全ての利用者へ地下からの退出を呼びかけ、浸水想定よりも高い階への避難（垂直避難）誘導
- ・各管理者は利用者の避難完了を確認後、浸水想定よりも高い階へ避難（垂直避難）
- ・地下街管理者並びに接続ビル管理者は、地下階及び地下街店舗等の閉店を完了
- ・地下駅管理者は、鉄道の運休を完了

警戒レベル5緊急安全確保が発令された時

⇒【避難が完了していない場合】

- ・「警戒レベル5緊急安全確保」が発令されたことを周知
- ・全ての利用者及び管理者へ地下からの至急退出を呼びかけ、浸水想定よりも高い階へ避難（垂直避難）

※垂直避難に関しては、津波避難ビルへの避難を優先し、接続ビルへの避難も想定する。なお、避難先となる接続ビルは、津波避難ビルの指定要件（新耐震基準を満たした鉄筋コンクリート造もしくは鉄骨鉄筋コンクリート造）と同等の構造を有する建築物であることが望ましい。

※気象台からの気象情報（大雨警報や洪水警報等）が解除されるまでは、各管理者から避難先へ災害情報の提供を行うよう努める。

※管理する地下街の避難が完了した場合でも、隣接する地下街から避難者が進入する可能性があるため、全地下街が避難完了するまで、は、現地において隣接する地下街からの避難者に備えることとする。

（参考：「大阪駅周辺地区 地下空間浸水対策計画」（R6.3））

5-3 避難場所

・浸水想定よりも高い階（垂直避難）

※ 垂直避難に関しては、津波避難ビルへの避難を優先し、接続ビルへの避難も想定する。
なお、避難先となる接続ビルは、津波避難ビルの指定要件（新耐震基準を満たした鉄筋コンクリート造もしくは鉄骨鉄筋コンクリート造）と同等の構造を有する建築物であることが望ましい。

（参考：「大阪駅周辺地区 地下空間浸水対策計画」(R6.3)）

第6章 防災教育・訓練

（防災教育）

第36条

地下空間施設を管理する社員や地下空間施設で従事するテナント従業員等が平素から備えるべきこと、分担・協力して実施すべき災害対策、地下空間における高齢者や身体障害者などの援護を要する者への助け合い精神を重点とした防災教育を実施し、自主防災への積極的な取組みの啓発を図る。

防災教育の内容は次によるものとする。

1. 避難確保・浸水防止計画の周知徹底
2. 止水板設置マニュアルの周知徹底
3. 浸水予防の周知徹底
4. 防災体制の周知徹底
5. 水害等に関する事項の周知徹底
6. その他の防災管理上必要な事項

（防災教育・訓練の実施）

第36条の2

自衛水防組織の充実を図るため、防災教育・訓練の実施は次による。

防災教育・訓練計画		
区分	実施回数	実施要領等
防火・防災管理業務に従事する者	1回/年以上	関係法令及び防災管理に関する資料をもとに研究会、講習会を行う
自衛水防組織の構成員 (従業員・テナント社員) (図上訓練)	1回/年以上	配付資料による図上訓練を行い、実地訓練の準備を行う

自衛水防組織の構成員 (従業員・テナント社員) (実地訓練)	1回/年以上	図上訓練の教育内容に基づき、実地訓練を実施する
--------------------------------------	--------	-------------------------

(防災訓練の実施方法)

第36条の3

防災訓練の実施方法は次による。

1. 訓練の内容

地下空間浸水防止対策を重点としての訓練を次により行う。

図上訓練は、参加者がテーブルに広げられた地図を囲み、地下空間が浸水したと想定し、水防に対する意見や問題点を抽出し討議する。

実地訓練は、実際の災害を想定した訓練とし、水防訓練、情報伝達訓練、避難訓練等を行う。

2. 訓練シナリオ

(1) 図上訓練

大阪地下街株式会社を中心に、各テナント及び接続・隣接施設の関係者の参加のもとに、地下空間が浸水したと想定したシミュレーションを通じて、参加者の水防に対する意見や問題点を共通認識とすることとして行う。

図上訓練の方法は、災害規模、発生場所を図面に表示し、各自定められた任務分担と活動基準に従って図上で活動を展開し、判断力を養う。この図上訓練は実地訓練に反映させるため、実地訓練の約1週間前を目途として実施する。図上訓練における留意事項は次のとおりとする。

- ア 事前準備 : 地下空間施設に浸水した場合に被害を被る施設や問題の抽出
(事前に対応すべき事項の抽出)
- イ 浸水防止 : 地下空間施設への浸水を防止するための取るべき行動
- ウ 情報伝達 : 行政から入る情報をどのように受信するか、情報を正しく従業員等の関係者や地下街利用者等に伝達する方法
- エ 避難誘導 : 地下街利用者等が地下空間施設より避難先に安全に避難するために取るべき行動
- オ 浸水排除 : 地下空間が浸水した後の浸水排除や清掃等の水防活動
- カ 人命救助救出 : 地下空間施設に取り残された人の確認と救出するためのとるべき行動

(3) 実地訓練

水害対策本部を構成する各接続・隣接施設(会社)の主催により、勤務する関係者の参加のもと、水防訓練、情報伝達訓練、避難訓練等の模擬演習を行う。

実地訓練の主な項目は次のとおりとする。

- ア 動員訓練・・・・・・・・・・連絡網を通じて所定の場所に動員する
- イ 水防対策本部設置訓練・・・・・・・・水防対策本部の人員、資器材の配置
- ウ 浸水防止訓練・・・・・・・・防水版の設置、土嚢の配置訓練
- エ 情報収集・伝達訓練・・・・・・・・情報の収集・伝達
- オ 避難訓練・・・・・・・・避難するための備品配置、避難体制の確立
- カ 避難誘導訓練・・・・・・・・避難誘導、災害時要援護者の誘導訓練
- キ 救出救護訓練・・・・・・・・救出救護訓練

附則

- 1 この計画は、平成18年10月30日から施行する。

附則

- 1 この計画の一部改正は、平成26年1月24日から施行する。

附則

- 1 この計画の一部改正は、平成30年10月1日から施行する。

附則

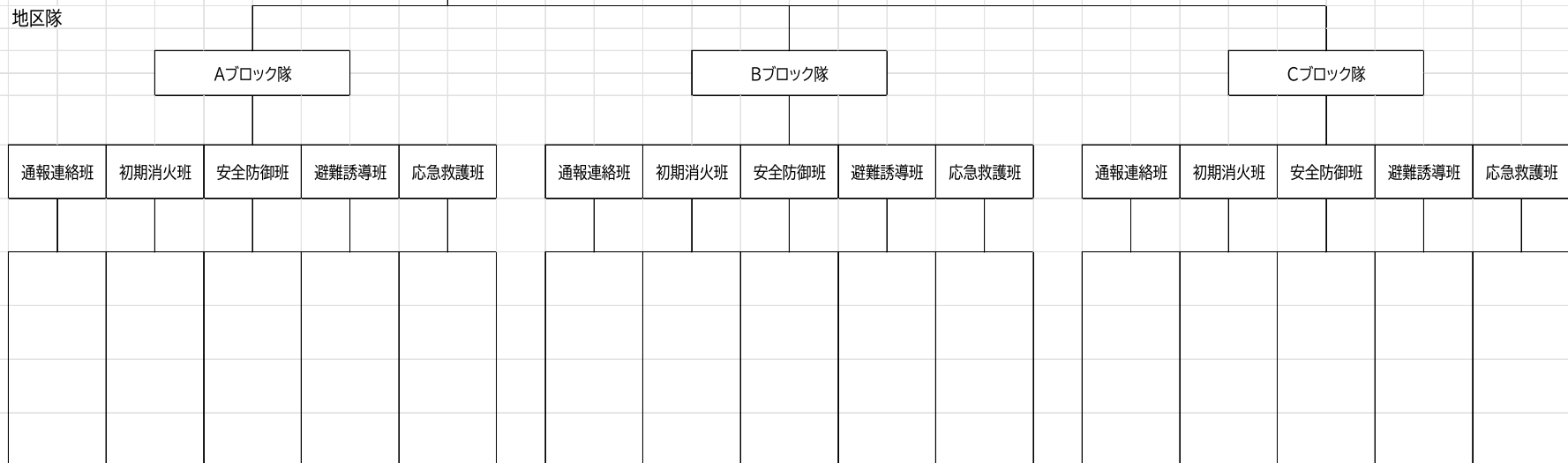
- 1 この計画の一部改正は、令和6年（2024年）12月4日から施行する。

ドージマ自衛水防隊組織表

本部隊



地区隊



※ 具体的な店舗名称等は、その時点の最新のものとする

ドーチカ 自衛水防隊任務表

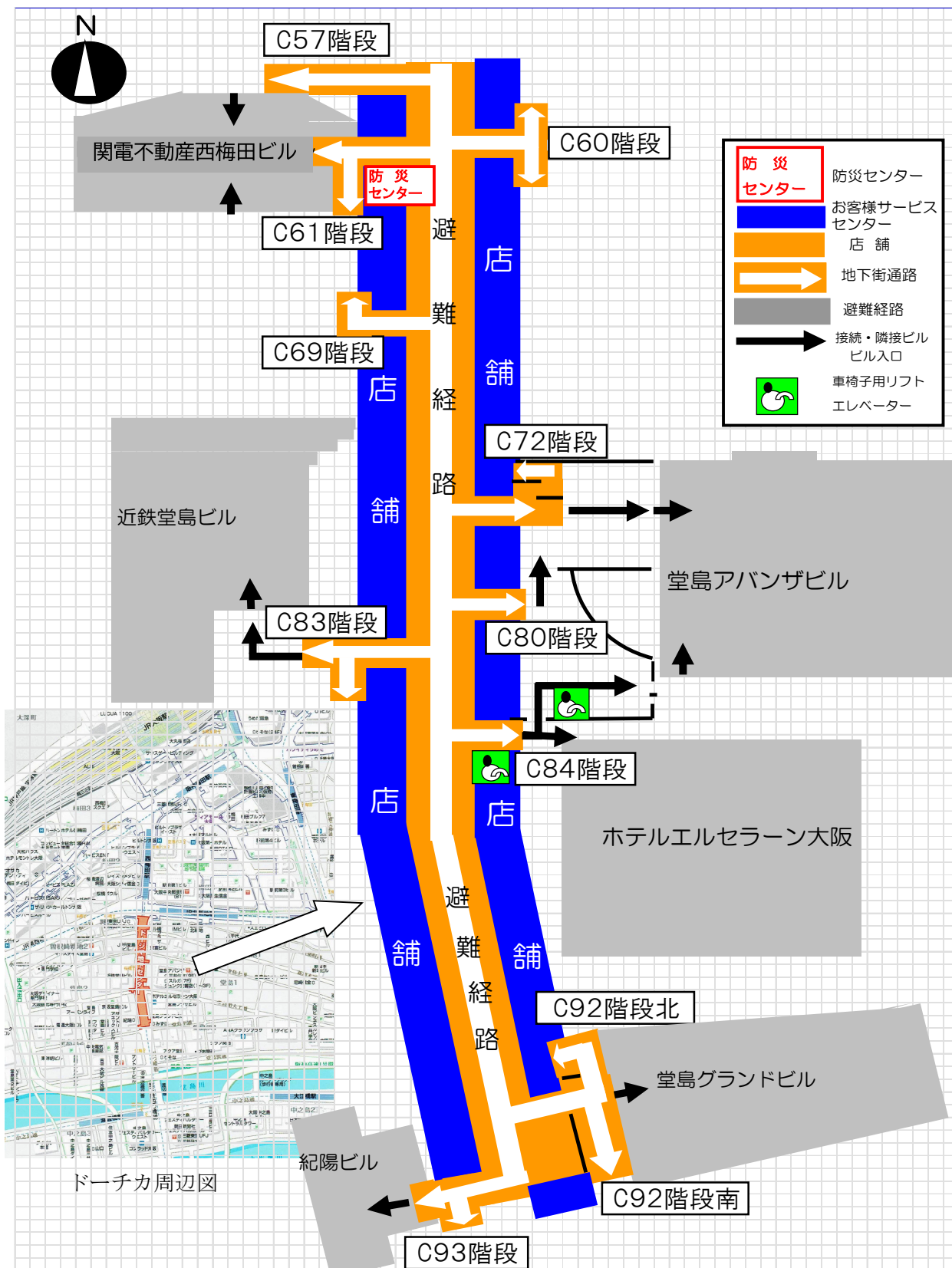
1. 本部隊の任務

班	災害等発生時の任務
報 （ 報 ） 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 2. 消防機関への情報や資料の提供、消防期間の本部との連絡 3. 地下街にいる人達への指示 4. 関係機関や関係者への連絡 5. 消防用設備等の操作運用 6. 避難状況の把握 7. 地区隊への指示 8. その他必要な事項
報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出火場所に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2. 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3. 消防隊との連携及び補佐
報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出火場所に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2. 非常口の開放及び開放の確認 3. 避難上障害となる物品等の除去 4. 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5. ロープ等による警戒区域の設定
報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2. 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3. エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急救護所の設置 2. 負傷者の応急処置 3. 救急隊との連携、情報の提供

2. 地区隊の任務

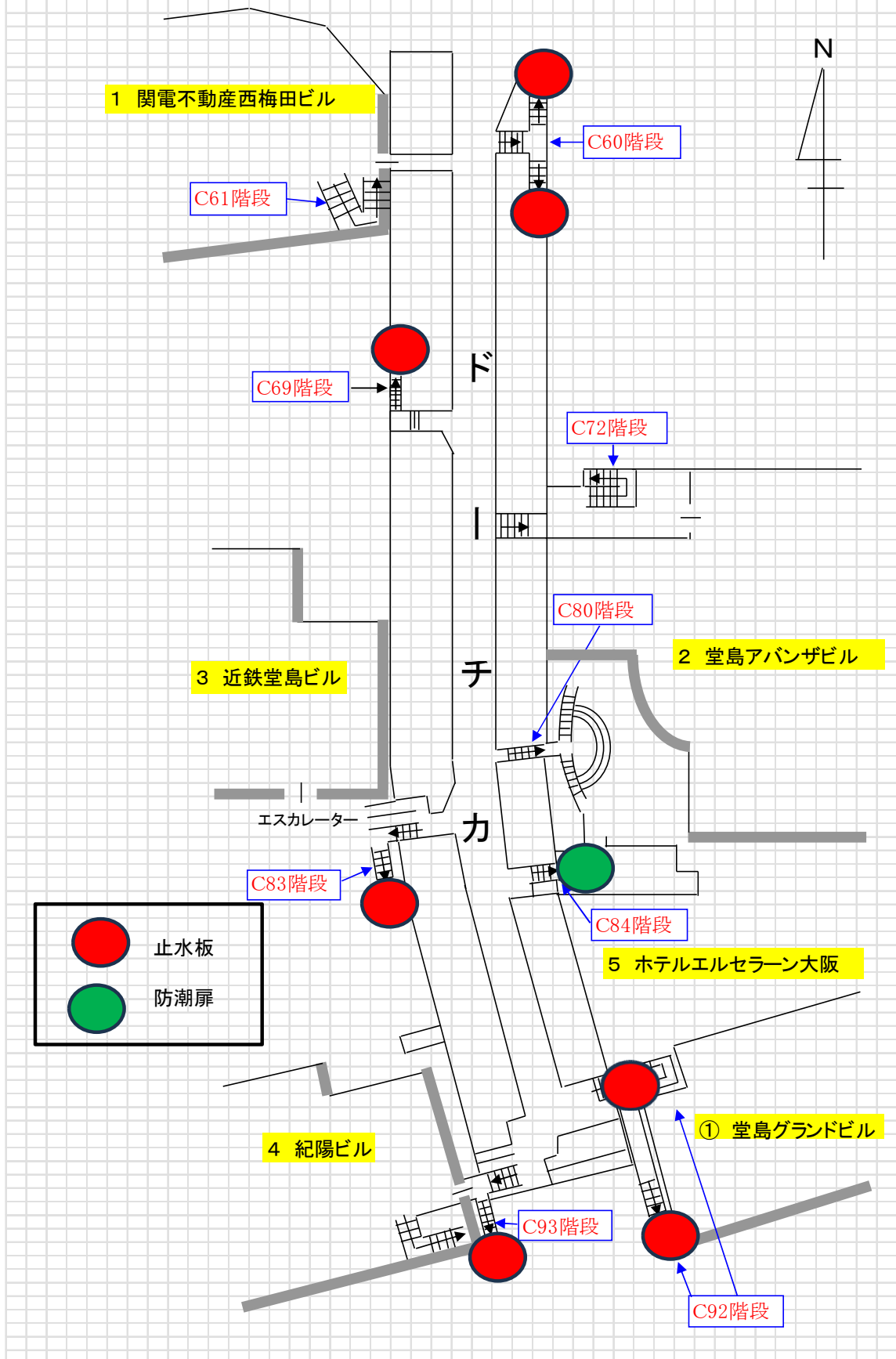
班	任 務
通報連絡(情報)班	防災センターへの通報及び隣接事業所等への連絡
初期消火班	消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導
避難誘導班	出火時における避難者の誘導
安全防護班	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作
応急救護班	負傷者に対する応急処置

ドーチカ 接続・隣接施設概略図

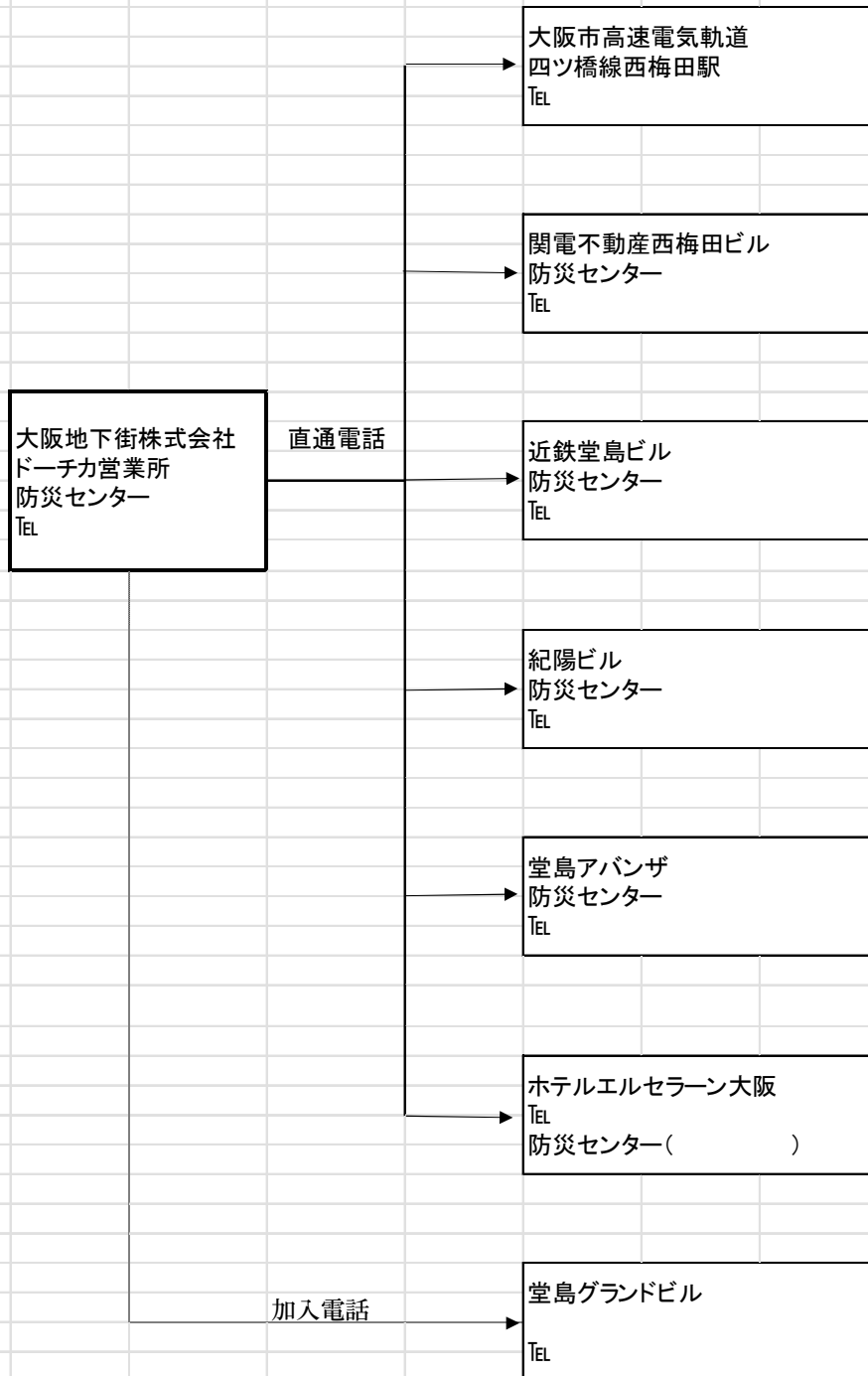


トーチカ平面図
 (地上連絡口、接続・隣接施設接続口)

別図2

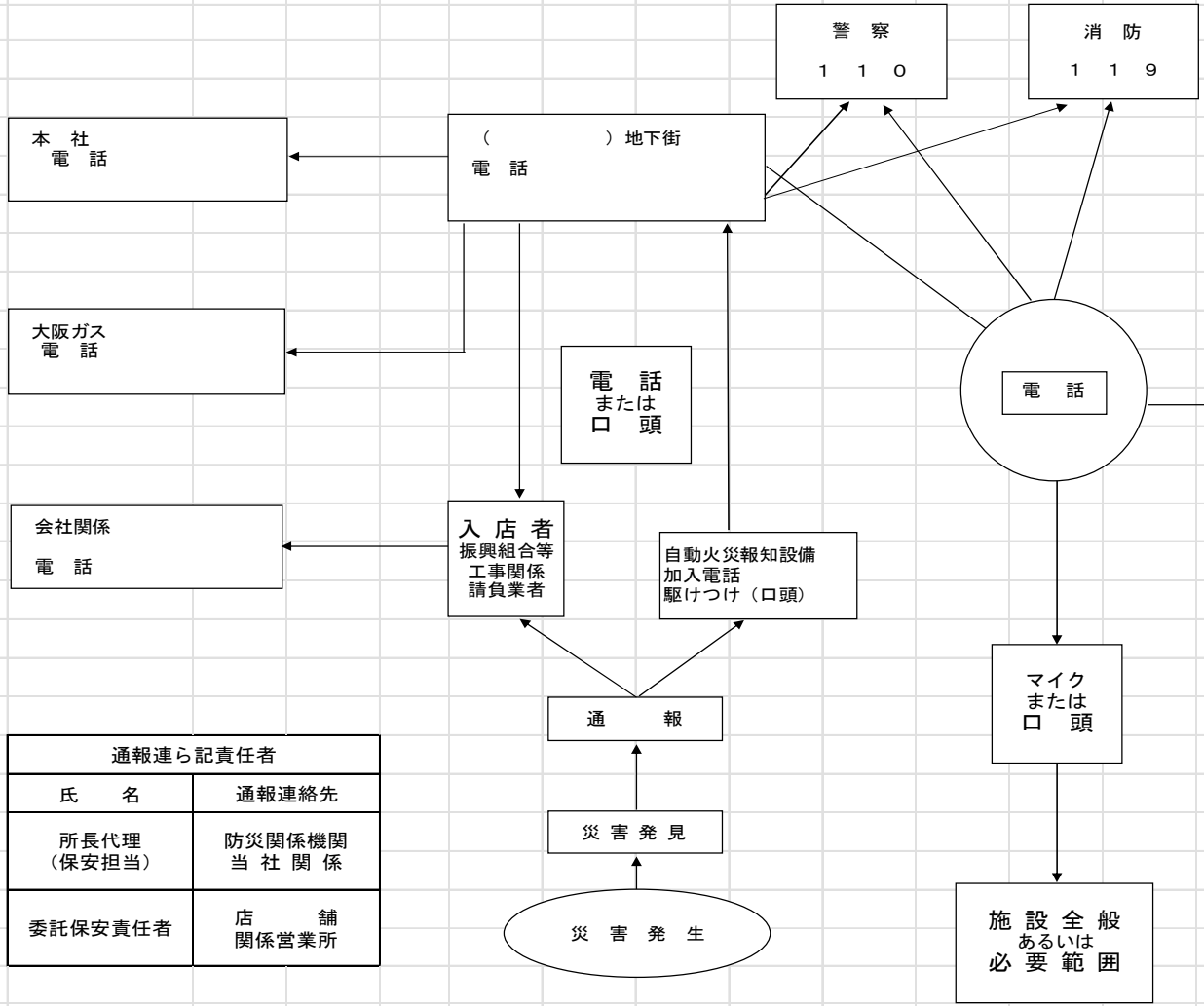


ドーチカと接続・隣接施設との連絡体制表



関係機関との連絡体制表

防災機関・市関係・その他

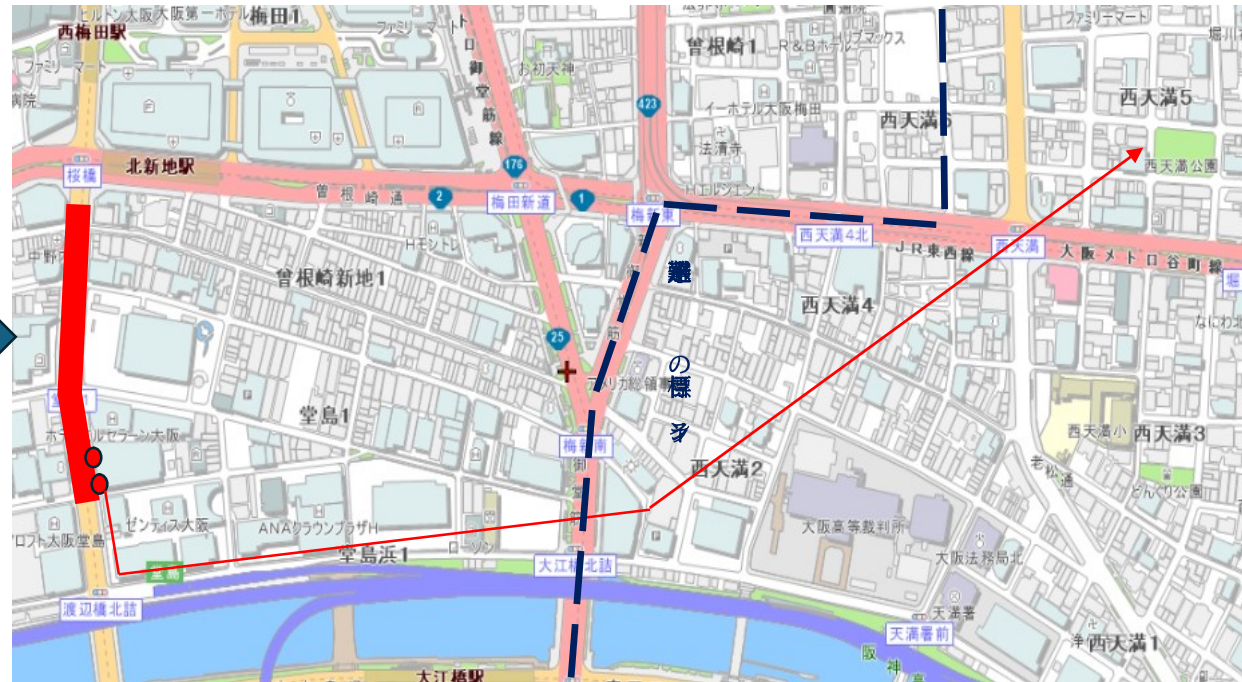
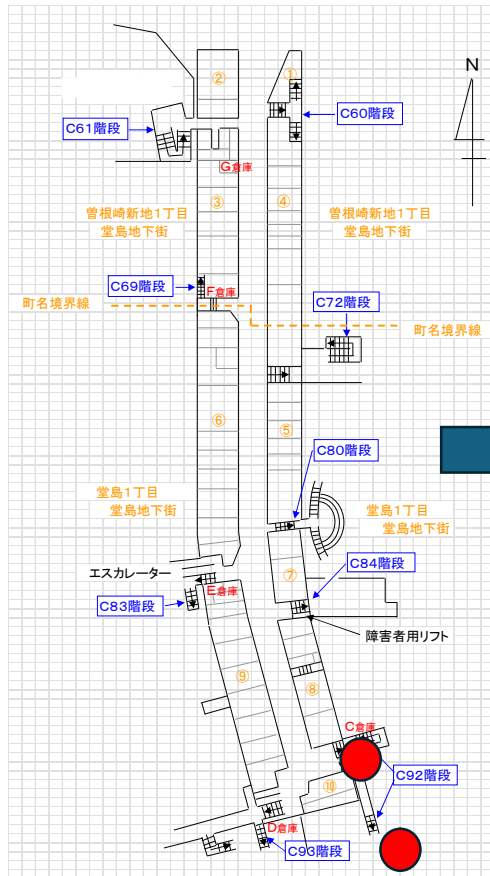


通報連ら記責任者	
氏名	通報連絡先
所長代理 (保安担当)	防災関係機関 当社関係
委託保安責任者	店舗 関係営業所

機関名	電話番号
大阪府警察本部	
警察署	
大阪市消防局	
消防署	
大阪市危機管理室	
大阪市計画調整局	
大阪市建設局	
建設局工営所	
大阪市高速電気軌道	
Osaka Metro 駅	
大阪市水道局	
水道局営業所	
私鉄駅	
関西電力本社	
関西電力支店	
関西電力制御所	
大阪ガス本社	
大阪ガス支店	
ガス漏れ専用	
大林組	
奥村組	
関西電力ファシリティーズ	
会社役員・幹部	
会社役員・幹部	

水平避難経路図

別図5



※ 避難誘導にあつては、C92(北)(南)階段から地上の安全を確認した後、一旦、南に向かい浸水想定区域外を通り、東進し、新御堂筋を越えれば、北東方向にある西天満公園を目指す。